

第百四十回 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会會議録第九号

平成九年六月十六日(月曜日)
午前十時開会

委員の異動

六月十三日

辞任

関根 則之君

菅川 健二君

小島 慶三君

補欠選任

河本 英典君

鈴木 正孝君

笹野 貞子君

出席者は左のとおり。

委員長 遠藤 要君
理事

委員

狩野 安君

金田 勝年君

亀谷 博昭君

河本 英典君

久世 公亮君

杏掛 哲男君

斎藤 文夫君

塩崎 恭久君

中島 眞人君

長尾 立子君

林 芳正君

保坂 三蔵君

国務大臣

国務大臣 (内閣官房長官)

国務大臣 (総務庁長官)

政府委員

内閣審議官

内閣審議官

総務庁長官官房審議官

総務庁行政管理局長

総務庁行政監察局長

梶山 静六君

武藤 嘉文君

山口 哲夫君

奥村 展三君

田村 公平君

笠井 亮君

峰崎 直樹君

笹野 貞子君

久保 亘君

角田 義一君

日下部禮代子君

赤桐 操君

益田 洋介君

鈴木 正孝君

小川 元君

岩瀬 良三君

泉 信也君

大蔵省主計局次長 溝口善兵衛君

大蔵省銀行局長 山口 公生君

建設省道路局長 佐藤 信彦君

建設省住宅局長 小川 忠男君

事務局側 常任委員会専門員 田中 久雄君

本日の会議に付した案件

○特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○金融監督庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○消費税率5%の中止、消費税法附則第二十五条に基づく消費税率見直しに関する国会審議に関する請願(第一号)

○消費税率の5%への増税中止に関する請願(第九号外一三三件)

○消費税率の5%への増税中止と消費税率の廃止に関する請願(第九六号外三件)

○消費税率の引上げ等に関する請願(第一四六号外一件)

○特別地方消費税率の廃止に関する請願(第三〇九号外一件)

○消費税率5%の中止等に関する請願(第四〇六号)

○消費税率増税反対、特別減税存続に関する請願(第四八八号)

○消費税率の引上げ反対、見直し等に関する請願(第五四五号外四件)

○消費税率の引上げ反対、消費税率廃止に関する請願(第五六九号外一件)

○消費税率5%の中止に関する請願(第六二三号外四件)

○消費税率増税を阻止する法律の制定に関する請願

(第六八八号外一件)

○消費税率5%の中止、医療等へのゼロ税率適用等に関する請願(第七一七号外三件)

○消費税率5%の増税撤回、生活必需品の非課税に関する請願(第一二〇八号)

○消費税率の増税反対等に関する請願(第一五五二号)

○消費税率5%の撤回に関する請願(第一六一〇号外一四件)

○食料品非課税の実施と消費税率廃止に関する請願(第二八二二号)

○継続調査要求に関する件

○委員派遣に関する件

○委員長(遠藤要君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を開会いたします。

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○今泉昭君 平成会の今泉でございます。

行財政改革に対しては、政府がいろいろとその実現に向けて努力をされている点については心から敬意を表したいと思っております。

本日、問題となります特殊法人の情報公開問題、この問題は行政改革と深くつながりのある問題でございます。特殊法人をどのような形で今後取り扱っていくかということは、基本的には行政改革をどのように行っていくかということとの関係なしには語れないだろうというように思うわけであります。

これまで橋本総理大臣は、国会の所信表明におきましてこの行政改革につきましましていろいろな所信の表明をされてきております。例えば、百三十六国会におきましては、私の求める行革というも

のは、「常に、何のための政府であるのか、だれのための改革であるのかを国民の視点に立って見直すこと」であるということを前提といたしまして、その中で特殊法人の統廃合、民営化、そして行革と一体となった財政改革を断行することである、こういうことも述べられているわけであります。

また、今国会の冒頭におきましては、この特殊法人の問題につきまして特殊法人の財務諸表等の公開、縦割り行政の弊害を克服していくの、だといふことを明示されているわけでありまして、それに基づいて今回の法案が恐らく用意をされたのではないかと思われるわけであります。

ところが、この特殊法人をどのように取り扱っていくかといふことを考えてみますと、先ほども申し上げていきますように、行政改革というものの姿をどのような基本的な理念に基づいて行っていくのか、我が国の二十一世紀におけるところの姿といふものをどのように考えていくのかといふものとの関係なしにはこれは語れないわけであります。

そういう意味で、もう一度総務庁長官に對しまして、この行財政改革との関係で特殊法人といふものを政府はどのような形で今後整理していけるのか、取り扱っていくのか、その基本的な考え方をまずお聞きしたいというふうに思っています。

○国務大臣(武蔵野文君) 行政改革は、今御指摘がありましたようにいろいろ総理からも答弁がございまして、私もいろいろとあちらこちらで答弁を申し上げておるわけですが、要は言っていますと、今の国の財政が御承知のような大変な状況になって、これもまた財政構造改革といふことで取り組んでおるわけでありまして、

例えば、きょう会議が行われまして大体そこで決められる予定でございすけれども、来年度の予算編成に向けて具体的に数字まで挙げて縮小していこう、こういう姿になってきております。また、この間参議院で可決をいただき、多分きょう

じゃないかと思いますが、衆議院で可決をいただき健康保険法の改正案にいたしまして、国民の皆さんにはいわゆる御負担増を願うような形になっておるわけでありまして、それに伴いまして来年度の予算編成の中では当然より一層の国民に御負担を願うような、御辛抱願うような点が多少あるのではなからうかといふことを考えております。

そういう財政立て直しをしていくために国民に御負担を願うということになりますと、その財政を運営していく行政部門が、これがスリムでなくていいというわけではないと私は思っております。そういう面ではやはり行政機構そのものも思い切ってスリムなものになっていかないと国民の御理解が得られないと思っております。これがまず一つの行政改革の考え方でございます。

そしていま一つは、今もちょっと総理の答弁を御引用なさいましたけれども、縦割り行政の弊害といふのがいろいろ指摘をされておるわけでありまして、やっぱり長い間の行政機構の縦割り行政の欠陥といふのはみんなが指摘をされているわけでありまして、行政改革というもう一つの考え方としては縦割り行政をなくしていく、同じような仕事は一つの役所で全部やれるような形にくり直しをしていかなきゃいけないんじゃないかといふのが一つございす。こんな形で簡素で効率のよい行政機構をつくり出すというのが今申し上げたようなその中身でございます。

それからいま一つは、今も御指摘がありましたように国民サイドに立つてやっていかなきゃいけないという点から考えますと、もう少し国民にわかりやすい行政といふものややっていかなきゃいけないんじゃないか。これは情報公開とかそういう形で私どももやっていこうと考えているわけでありまして、

それから三番目は、いろいろの批判が行政に対して起きてしまっているの残念な事件が起きてしまった。これから行政といふものをもう少し綱紀のきちんとした確立、そして今申し上げた情報公開も

あわせてきちんとした行政が行われ、少なくとも過去のようないろいろ残念な事件が起きないような行政にしていかなきゃいけないんじゃないか。

もう一つは、情報化時代になってまいりましたので、行政の分野にも思い切った高度の情報通信その他のものを受け入れていかなきゃならないんではなからうかと考えております。そして、それとの関連で、それでは特殊法人はどう考えるのかといふことでございすけれども、やっぱり特殊法人そのものが、少なくとも行政の一環として行政府そのものでやるという形よりは、別に法律をつくらせてそれに似たような仕事をやるということ

で特殊法人といふのはそれぞれ生まれてきたと思っておりますので、行政の機構をそういう形で変えていこう、新しい行政機構をつくり上げていこう。しかも、新しい時代に対応した行政機構をつくり上げていこうとすれば、それに準じた特殊法人といふものも見直しをしていかなきゃいけないのは当然でございまして、果たしてこれからの時代に必要特殊法人であるのかどうか、場合によらずともうこれはやめていいんじゃないか、こういう観点から特殊法人といふものを思い切った見直しをしていかなきゃならないんじゃないか。

いま一つ、私どもで公務員制度調査会というのを四月から発足させていただきまして、この公務員制度調査会では、例えば特殊法人への天下りといふ御批判がございまして、一体そういうことはいかのかと。しかしそれをやめるとすると、例えば公務員の定年制が六十歳といふことになっておりますが、なぜ六十歳前に勸奨退職というふうな形で肩たたきをやらなきゃいけないんだらうか、特に事務次官と同じような年次で来た方が、事務次官が決まればやめていかなきゃならない。やめていかなきゃならないんじゃないですけれども慣例的にやめていく、こういうようなことが果たして必要なかどうか、こういうことも公務員制度調査会で議論していただいております。

私どもとしては、そういうものも踏まえまして、

て、例えば特殊法人に對する天下りなんといふのは将来やめていくべき問題ではなからうか、こんなようなことも考えておるわけでありまして、

いずれにしても、その天下りといふものが本当に求められて行くのならこれは天下りではないと思ひます。こちらから向こうへ押しつけていくようなのが天下りだらうと思ひます。でございますけれども、そういうものは今後やめていくべきではないか、こんな議論も公務員制度調査会でやっていただけるものと私も期待をいたしておるわけでありまして、それらを踏まえて特殊法人について、私どもで今年度から三年計画で具体的にほとんどの特殊法人を対象にいたしまして、いろいろ今申し上げましたような観点から特殊法人といふものを見直しをして、一体この特殊法人は今後必要なのか、それともやめていいのかといふことまで行政監察でやらせていただきたい。そして、その結果を踏まえて、必要でないものはもうやめたいんじゃないか、こういう勧告をさせていただきます。

今、与党三党といひますが、党の方でもいろいろ御議論いただいているようでございすけれども、それはそれといたしまして、それ私も私どもは受けて、今回も、この間閣議で決定させていただきまして、私どもは私どもで、やはり一方そういう形で、その辺との連携を密にしながらも、独自に行政監察という仕事を続けていって早く結論を出していきたいと、こう考えておるわけでありまして、

○今泉昭君 この特殊法人といふものが、これまで政府の一種の代行機関というふうな形で存在してきた背景といふものには、我が国の社会資本をいかに整備していくかとか、あるいは民間におけるところの諸活動をどのようにに補完していくか、そしてまた、福利厚生等の増進等について行政のいろいろな足らない点を補っていかうかという社会的なニーズがございまして、大体高度経済成長期、特に戦後急激にでき上がったといふものが大勢

だったんじゃないかと思ひます。

そういうことを考えてみますと、現在の社会情勢から照らし合わせてみて、明らかにその任務、存在の理由というものが大變薄くなつてきているわけでございますから、今大臣が言われましたようなことだけでなくて、明確に、この特殊法人については、政府としては、しかしかこうこうういうような理由でもってその存在価値が薄れてきているし、むしろこれに伴う弊害が多いから、我々としてはこういう一つの理念に基づいて特殊法人を全廃していくというようなことを明確に打ち出す必要があるんじゃないかと思うんですが、これまで十二件ほどの特殊法人に関する対応策がなされてきましたけれども、内容を見てみますと、確かに三つばかりが民営化される、一部が廃止されるといふのがございますけれども、ほとんどが機構を一緒にしてしまつて、機構いじりに何か終始してしまつてそれで終つたというふうな印象を大變世間的に与えていると思うわけでありす。

そういう意味で、私は、この特殊法人に関しましてはもっと明確な、やっぱり哲学に基づいた方策を政府が打ち出さなければ、なかなかこれは実現していくようなものではないのではないかと、思ふんです。例えば、この第二臨調におきまして、これら特殊法人における財務諸表の公開等の問題についての提言があつたはずでございます。それを受けて政府はやつていくと言ひながら、何と十五年もかかつてやつと目の目を見ているわけなんです。でありますから、それは、政府がその氣に実はなつていなかったということでありまして、そういう意味では、そういう方針を明確に打ち出していくことが必要だろつと思ふんですが、一体今まで十五年間も財務諸表を中心とします情報公開されるような措置がとれなかつた背景というのはどういふ理由からなんだろうかと。それについてちょっとお伺ひしたいと思ふんです。

から、私の方から答弁をさせていただきますと思ふんですけれども、役所はいろいろな事情があつたと思ひます。私は、正直、今度行政改革に取り組んでいて感じますことは、日本の役所というのは余りにも超保守的で、もう自分たちの仕事は絶対的なものであつて、それは守らなさいいけない、ここにも大分役所御出身がたつきんいらつしやいますけれども、どうも私はそんな感じがいたしてあります。

やはり、これはもう発想を変えていかないと行かない。この間、官房長官もどこかで、新聞記者会見で言つておられたと思うので、私はいつも官房長官とも言つてゐるんですけれども、今までの役所の人たちというのは、なるべく予算と人を確保して、そして仕事をやる、それが一つのタイプ、いま一つは、自分がそのポストにおける間はとにかく波風が立たないやうにということをやつていく、どうも、私は役人を見ていてそういうタイプが非常に多いんじゃないかと。これでは改革はできないんです。私は、そこにやっぱり過去において問題があつたんじゃないかと。

しかし、ここまで来ちゃつたのは、まあ来れたから来ちゃつたのであつて、今は許されないと、このまま放置していったら日本の国が本当に二十一世紀にどうなるかわからないという大變なところへ来てしまつた、こういう私は認識を持っております。ですから、今までのやうなことであつてはいけません。役所の人たちに私が言つてゐることは、とにかく人をいかに減らさるのか、それはいかに仕事を合理化、効率化してやつたら自分たちの人を減らせるのか、あるいは自分たちのやつてゐる仕事で要らない仕事はないんだろつか、これを民間に任せたいんじゃないかといふことを自分たちでやらなさいいけないんじゃないかといふことを私は申しまして、それぞれの役所の皆さんにもそういうことで協力を求めると言つてゐるんですけれども、残念ながら、まだそこまでの雰囲気にはまだ正直なつてきていないのが現状でございます。

この間うち、各省のレクを毎週私も受けておりますけれども、どうもどの役所も、今やつてゐる仕事はみんな間違ひのない、そして国民のためにやつてゐる仕事でございますと。我々から見るといふと、おまへたちそんなの必要ないじゃないかと思つても、向こうはもう一生懸命そう言うわけでございます。

そういうことでございまして、確かに、過去においてはこれで来たんでございまして。私は、しかし、それは本当によくなかつたと思ひます。やっぱりこの際は官僚にもう任せていないで、私もがやっぱりリーダーシップを発揮して、いわゆる国民サイドの考え方で行政というのを見直ししていく。

特殊法人も、同じやうにそういう考え方で見直していけば、当然要らない特殊法人は相当出てくるんじゃないかといふふうに私は思つております。で、党の方あるいは与党の方で今おやりいたしておりますので、余り私どもがそちらまで手を出してはいけませんからあれでございますが、先ほど申し上げたやうに、それはそれとして、私どもの方は、必要でないものは必要でないという勧告ができるやうな形で行政監察をこしからやれ、こういう指示をいたしましたので、多少時間的にはかかるかと思ひますが、今お話しのように、十年じやなくて三年で結論を出してきちんとしていと思つておるわけでございます。

○今泉昭君 長官の強いリーダーシップをぜひ期待したいと思つてございしますが、もう一点、私ちよつと心配な点があるのは、例えば行政改革の中で政府はスリム化をする、スリム化といふのは企画立案を中心として政府がやつていって、そして実際の行政で実行していく部分はできるだけ外局、いわゆるエージェン化していこうではないかといふ構想が行革の討論の中で出てきてゐるという話でございますが、このエージェン化といふ方向性というのは、いわば特殊法人の第二特殊法人をつくるというやうな心配もこれは当然出てくるわけでございますが、この点については、長

官、どのようにお考えでございますか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) たまたまエージェンシーといふものが一つの流行語みたいになつてしまひまして、マスコミもエージェンシー、エージェンシー、それにこつちも乗つちやいまして、非常にややこしい、独立行政法人といふやうなわかりにくいものを事務局が用意いたしました。

あれは事務局の用意でございますが、私どものものではございませんので、私どもとしては、独立行政法人なんてわかりにくい、今御指摘のやうに特殊法人とどこが違ふのか、こういう指摘を私はしてゐるわけでございますが、まだまだエージェンシーの議論は今後の課題だと私は理解をいたしております。

ただ、問題は、今御指摘のありましたやうなものと少し違ひますのは、少なくとも今の行政機構のいろいろのシステムを全部ばらしまして、一体、今までやつてきた仕事の中でこれはやめることのできる仕事、二十一世紀においてはこれは必要ないという仕事はないのかどうか、まずこれが第一だと思ひます。それから第二番目に、これはもう何も役所がやらなくなつて民間の皆さんにお任せしていいんじゃないだろうか。

私はこの間も言つてゐるのでございますけれども、例えば大蔵省印刷局と造幣局。大蔵省は、これは通貨の偽造をされるから絶対国がやらなさいかぬ、こうおっしゃつてゐます。私はそれはわかる。しかし、それだつたら造幣局で例えば五百円玉とか五十円玉、百円玉をつくる、これは残すとしても、勲章までつくつてゐるんですね、じゃ勲章をなぜそこでやらなさいいけないのか私にはわからない。それは民間でつくつたらもつときれないな勲章をつくるかもしれないんじゃないか。それから、例えば印刷局、これも確かに一千万円札や千円札をつくつております。それは偽造があるといけないというのはわかるんですが、官報もつくつてゐるんですね、じゃなぜ官報までそこで印刷しなさいいけないんだらう。官報なんかは民間

の印刷業者の方が結構いいんじゃないだろうか。そういうことで、今役所のやっている仕事を局ごとというよりは全部仕事をばらしてしまつて、これはもうやめてもいい、これは民間に移してい、あるいはこれは地方でやってもらえたいんだ、こういうような形にしてい、私はそれがやっぱりスリムな行政機構をつくるまず第一歩ではなからうかな。

そういうことをやった中で、今度は残さなきゃならない仕事がある。これは政策立案部門だからやっぱりこれは中央の省庁ではかとの調整もあるから残そうじゃないか、しかし現場の部門は外へ出していいんじゃないかというのが、たまたまイギリスでエージェンシーというのがそういうような形でやられておりますのでそれが流行語になつてまいりましたけれども、一体どういう形で外へ出すのがいいのかというのはまだまだ議論をいたしておきたい。

例えばイギリスでは、これは身分は国家公務員でございます。私もこの間行つてまいりましたいろいろな話を聞いてまいりましたけれども、イギリスでは、いわゆる組織の改革ではない、運営の改革だ、運営をいかに効率よくするための改革、こういうことをイギリスでは言っております。その辺を日本はまだ議論いたしております。あるいは身分を国家公務員のままにするのかどうかも、まだこの辺も議論をいたしております。

特殊法人は、御承知のとおり国家公務員ではないわけでございます。国家公務員とはおのずからそこは性格が違ふ。ただ、やろうとしていることが、現場部門でいいんじゃないかという性格は非常に特殊法人と似通つたものがあるのではないかな。だから、もしこういう制度をやるとなれば、今ある特殊法人ももし身分がいわゆる準公務員的なら本当に特殊法人とほとんど変わらないわけですね。特殊法人は、今言われているのは一年ごとの計画でやっているけれども、今度の新しいのは三年なり五年のタームでやったらいいんじゃない

か。それは今の特殊法人だつてやろうと思えばできるわけですから、制度を変えれば、性格的には非常に似ているものであればこれは一緒にしちゃつてもいいんじゃないかな。

ただ、公務員のまゝの身分ということになればなかなか難しい問題が起きますけれども、その辺も私も議論していくべきことであつて、エージェンシーというものを前提にして考えているんではなくて、あくまで行政をスリムにすることがまず第一であつて、残つてどうしてもこれだけは中央でやらなきゃならない仕事を一体外へ出すのかどうかというところでエージェンシーという問題が起きてくる、こういうふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○今泉昭君 時間が少なくなりましたので先をちょっと急がせていただきますが、この法によりまして特殊法人のいろいろな情報が開示をされる、閲覧に供される、こういうことでございするが、ただ単にそういう資料を窓口で閲覧に準備するということではなくて、例えばこれをインターネットに載せるとかというところまでの準備は進んでいないかどうかというのが第一点。

もう一つは、特殊法人に関係の深い公益法人がたぐさんあるわけですが、こういうところの情報の開示ということについては考えていらつしやるのかどうか。その二点について伺ひます。

○政府委員（土屋勲君） 第一点のインターネットの利用のお話でございますが、現在約半数の特殊法人が既にホームページを開いております。その一部の特殊法人では貸借対照表などの財務諸表が公開されているものもあるというふうに承知をいたしております。現在、政府は行政情報化の推進に当たりまして特殊法人の情報化の推進を視野に入れた取り組みを検討しているというふうに承知をいたしております。

それから、第二点の公益法人の財務諸表の公開のお話でございますが、昨年九月の閣議決定におきまして「公益法人の設立許可及び指導監督基準」というものが定められておりまして、「業務

及び財務等に関する情報については、自主的に開示する」ということが決められております。現在、総務府管理室が中心となりましてその技術的な検討が進められているというふうに承知をいたしております。

監察局といたしましても、現在行政代型の法人について監察を実施しております。その監察の中でディスクロージャーのあり方について検討を行い、勧告を行いたいというふうに考えているところでございます。

○今泉昭君 次に、この特殊法人の整理統合等に関連をいたしまして雇用問題についてちょっとお聞きしたいと思ひます。

資料によりますと、特殊法人に現在働いている人の数というのは約五十二万八千人近くいらつしやるというわけでありまして、役員も八百三十人近くいるというところでございしますが、当然この特殊法人のこれからの整理統合あるいは廃止、民営化ということに伴ひまして雇用問題というのは大変重要な問題になつてくるんじゃないかと思ひます。

過去の国鉄民営化の際におきましても、三十万人近くいた職員が、現在二十万人程度しか分割された各JRに雇用されていない状況でございまして、十万人近くの当時の従業員がどこかに再配置されたり、あるいは職をいまだに得られなくていらつしやる方が多いわけでありまして、NTTの民営化の場合もそうでございまして、これも十万人近くは減つていくわけでありまして、たまたまNTTの場合は成長産業でございまして、ある意味では国鉄民営化に比べますと大変そういう面での制約条件、難しい問題は少なく、分社化をした関連企業に相当吸収されていったというところは想像にたかくなわけござい

ますが、やはり一般の国民が見ている目というのは、政府が行財政改革を行う、それに伴つて政府の代行的な機関であつた特殊法人がこれから整理をされていくんだという考えの裏には、ここでも働いている相当多くの方々がおそらく減員されていくのではないだろうかという見方を大変強くしているわけでございます。

この問題について、政府の方では雇用対策本部をつくつていらつしやるという話も聞いておりますけれども、これはそれぞれの特殊法人の事情によつて取り組みのやり方が違ふと思ひわけでありまして、廃止をされる法人の場合は全部その従業員が対象になるでしょうし、民営化になる場合は、民営化という意味で今までと違つた厳しい収益条件を整えるために減員をしていくというのは当然目に見えているわけでありまして、一部は政府の機関に吸収されるという特殊法人のやり方もあるかもしれません。

いろいろなやり方があるかもしれませんが、いづれ五十三万人がそのまゝ今までと同じような雇用条件を続けていくということに対しては大変不安な状況があるんじゃないかと思ひわけございまして、この点につきましまして政府としてはどのように考えていらつしやるのか。どちらかといへば、スケールの言ひますと国鉄の場合は三十万、NTTの場合は三十万という従業員を対象にしていただければ、これはもう五十万を上回るわけでございますから大変大きな問題であると思ひわけでありまして、

この問題について、例えば何か立法措置でも考へていらつしやるのか、あるいは別なそのための一つの機関の設置を考へていらつしやるのか、政府の考へ方をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣（武蔵野文君） まだ具体的に法律をつくらうとか特別の機関を設けようというところまではいつておりませんが、この間、総理がこれは本部長でございしますが、雇用安定対策本部を私どもも開きまして、各それぞれ関係省の閣僚はできるだけ、各省それぞれそういう問題が出てきたときにはそれに対応できるようにという指示がございました。

正直、私も数合わせになつてはいけな、やっぱり思い切つて減らすところはそれだけ職員も減らしていかなきゃいけない。ただし、失業さ

せるわけにはいかないという形で、再就職の問題などは具体的に出てくれば、当然何かの機関を設けるのかあるいは機関を設けなくてそういう雇用安定対策本部が中心となってやるのか、その辺は決めておられませんが、いずれにしても、おやめい

ただかなきゃならない方にはそれ相応の再就職のことは当然考えていかなきゃならぬと思っております。具体的にはまだ方向はできておらず、お

○今泉昭君 時間が参りましたので終わります。

どうもありがとうございます。

○清水澄子君 私は、今回のこの法律案が、特殊法人のディスクロージャーすなわち財務内容等の公開を進めて、そして外部からのチェックを促進していく、そういう上で一歩前進であると評価をしております。

そこで、この法案を見ましてまず疑問に思ったわけですが、通例の法律には趣旨や目的の条文があるわけですが、この法案にはそれがありません。さきの総務庁の「特殊法人に関する調査結果に基づく勧告」というのは、この特殊法人の公共的性格から業務内容や財政基盤を公開することは国民の信頼性確保の上から重要であると、こういうふうに記されております。そしてまた、ディスクロージャーが特殊法人の業務の見直しの判断材料に資するものであるということも明記されておりますけれども、私はその目的というものが本当ならばこの法律案に明記すべきではなかったのかと思っております。なぜこの法律にはその趣旨、目的がこの条文に記されなかったのか、その点についてまず理由をお伺いしたいと思います。

○政府委員(土屋勲君) この法律案の趣旨、目的につきましては先生今おっしゃったとおりでございますが、この法律案は、全特殊法人の足並みをそろえまして財務内容等の公開を推進する観点から、十五省庁、七十八特殊法人、七十一法律にわたる改正を一括して措置するものでございまして、このような法律はいわゆる束ね法と呼ばれて

された内容というのはそのまま各特殊法人の設置法の中に溶け込みまして施行されるものでござい

ます。このように、独立の趣旨、目的を持ちまして、その内容が一つの施策体系としてそのままの形で施行される通常の法律とは異なることから、この法案には御指摘のような趣旨、目的の条文を盛り込んでいないところでございます。

○清水澄子君 ただし、これはやっぱり総務庁の行政監察のもとから見ておられるわけですから、その提出官庁である総務庁の立場というものは、それぞれの法律の中に確かに解消されてはいくんですけれども、総務庁の立場というものは、やはり統制の中で各省の省益との関係等もあつてここに記されないのか、単なる法的な、今の説明のことでよろしいんでしょうか。

○政府委員(土屋勲君) その関連につきましては、昨年の十二月のいわゆる行革プログラムというものの中で、「勧告に沿って、所要の法律案を次期通常国会に提出するなどの措置をとる」ということが決定されておまして、それぞれの各特殊法人所管官庁の御依頼を受けまして、勧告の一層の推進を図るために今回取りまとめの任に当たらせていただいているという状況でございます。

○清水澄子君 しかし、本来なら法律の趣旨に、明確になぜこれをつくるのかというものが本当はあ

る方がこの法案を見た者には目的がわかると思

も総務庁が一定の統一した指導をなさるのか、その辺についてもぜひ御答弁ください。

○政府委員(土屋勲君) この法律案におきましては、特殊法人に對しましてその各事務所において一般への閲覧を行うことを義務づけております。この枠組みの中におきましては、閲覧を行う際の具体的な措置として、具体的な措置、例えば閲覧の担当部署をどうするかとか、閲覧時間をどうするかとか、閲覧方法をどうするかというところにつきましては、各特殊法人の裁量にゆだねられておるところでございます。

総務庁としましては、各特殊法人の財務諸表等を一覽して閲覧できる窓口を設けておりますが、ここにおいても新たなディスクロージャーの内容となりまして書類が一般に閲覧されることになるというふうに考えております。

○清水澄子君 次に、大蔵省の方にお伺いしたいんですが、特殊法人の財務内容については現行の財政法二十八条の七項によりまして、予算に添付する参考書類というのが具体的に明記されていると思ひます。これによりまして、ちゃんと国会に提出すべき書類の内容があるんですけれども、この法律が成立した場合は、ここで今回ディスクロージャーする対象となつてくる貸借対照表とか、損益計算書とか、附属明細書とか、事業報告書、財産目録、決算報告書、監事の意見等、これら一連の書類で実務的に可能なものというのは国会に私は提出すべきだと考えますけれども、その場合にはこの第二十八条の「予算添付書類」というこの条項とは、どういうふうにかかみ合うことになるんでしょうか。

○政府委員(溝口善兵衛君) 御指摘の点でございますが、財政法二十八条による書類と今回の法案で作成される法案につきましては、作成の時期とか、それから範囲とか、対象法人が違います。かいつまんで申し上げますと、財政法二十八条の資料は、予算の参考にするために国が出資している主要な法人の財務諸表ということになっております。したがって、これには特殊法人以外

に認可法人なども含まれております。それから、それに対しては本法案の書類は、特殊法人の財務諸表、附属明細書、事業報告書というところで、範囲が違つておられます。

それから、予算関係の書類につきましては、年度末に予算ができて、予算が国会におきまして審議されるまでの間に提出するというところで、大体一月ぐらいになるわけでございます。これに對しまして、本法案で作成されます書類は、決算について行われるものと理解しております。決算が三月に終わりますので、いろんな確定の作業をして、それから報告ができるわけでございますから、夏前ぐらいにはできるのじゃないかと思はれるわけで、その時点で既に公開をされておるわけでございます。それも決算だけでございますから、予算の数字というのはないものと思ひます。

そういうことで、財政法二十八条の資料ということになりますと半年もおくれるわけでございますから、むしろ事業報告書、明細書などは、それができ次第、関係省庁から国会の方に配付をされるか、そういう形で迅速に処理をする方が適当ではないかと思われ、財政法二十八条の資料を待つてそれに含めるといふのはやいやいかというふうにかかみ合う次第でございます。

○清水澄子君 なかなか、それはやはり報告を受けて資料が手に入つて初めてわかるものであるわけですから、このことについてはぜひ私、一度、国会にどういう方法でこれらの資料を出しているか検討をお願いしたいと思います。いかがですか。

○政府委員(溝口善兵衛君) 御指摘の点は、財政法二十八条の書類とそれから本法案の書類と二つの問題がございまして、本法案の関係書類の扱いにつきましては、総務庁ともよく相談の上、検討したいと思ひます。

○清水澄子君 最後に、総務庁長官にお尋ねしたいと思ひます。この法律の目的は、特殊法人のディスクロージャーを推進することによって効率的な行政改

革を進めることにあると思います。そうであるならば、この法律をつくれれば事足りるということではないと思います。ぜひ総務庁は特殊法人のディスクロージャーの推進状況を、どこまで何がどう進んだのか、そういうふうな状況をまとめて国会やマスコミに報告して、やはりそれこそ透明性といいますが、その進行状況がほとんどつかめないわけですから、そういうものをぜひひとつ報告されるような、そういう対応をしていただきたいと思うわけです。

また、それは行政監察の形でもなく、特殊法人のディスクロージャーの現状といいますが、白書でなくとも、日本では白書しかないものですか。私は白書とよく言いますけれども、そういうようなものの形にまとめてそして公表をしていく、そういうことがやはり透明性を促進していくことだと思えますので、そういう点についてぜひひとつ検討して具体化していただくことをお願いしたいと思います。

そして最後に、この法案成立後、特に特殊法人のディスクロージャーのフォローアップをさらに進めていくということが重要だと思われ、けれども、総務庁長官は今後、それらについてどういうことを進めていくとされておられるのか、今後の取り組みについての御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 第一点の、今後ディスクローズしていく、それに対してどういう措置がなされていくかということは、総務庁が公表すべきではないかということでございます。

これは、このこと自身が行政監察の結果、行政改革の一環としてやろうということに出てきたわけでございます。このごろ私も行政監察局に強く言いました、行政監察の結果、勧告をした、それがどう措置がなされていくかをやっぱりチェックし、そしてそれをフォローアップし、そしてその結果をやっぱり公表しなきゃいけないということ、言うっておるわけでございます。当然これにつきましても、これに基づきましてどういう形でディ

スクローズをそれぞれの特殊法人が実行していくのか、私もチェックをいたしまして、そしてそれは公表したいと思っております。

それから、特殊法人そのものに対してどうこれからやっていくかというの、先ほどもちょっと御答弁いたしましたけれども、三年間の計画を立てておまして、問題のありそうな特殊法人はなるべくことしやるつもりでございますけれども、できるだけこの三年間にすべての特殊法人を対象にして、特殊会社になっているものは除きまされども、そうでないものはできるだけ全部を対象にいたしまして、そしてそれが本当に必要なかどうか、もうそろそろこれは必要ではないんじゃないかと、そういうことも含めて徹底的に見直しをしていきたい。

それからもう一つ、先ほど申し上げませんでした、私も、私も今、やっぱり財投との関係でも特殊法人というものがどうあるべきなのか、余りにも安易に財投の資金に頼り過ぎていくんじゃないか。それで、赤字であっても平気でまた財投のお金を借りるという点も、あつてはいけないので、こういう点もこれからは十分チェックをしていかなきゃいけないと、こう思っております。

○清水澄子君 終わります。

○齋藤勤君 民主党・新緑風会の齋藤勤でございます。

長官、ディスクロージャーの今回の法案、大変私も前進をしているということで評価をしたいんですが、後ほど一、二さらに注文をつけさせていただきます。

その前に、いわゆる特殊法人等の整理合理化というのが、これは大きな課題として今私どもの方に投げかけられているというふうに思いますが、この動きですね、検討状況というのは、私たちが議会側として今どういうふうな受けとめればよろしいのかどうか、状況について冒頭お伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(武蔵嘉文君) この間、新聞報道にもなされておりますような形で、一応与党の方で決めたものであります。つきましては閣議決定をいたしましたので、私もそれはそのとおり形で法案の作成にそれぞれ関係省庁に今とりかかっているところであります。

いつまでということも私も申し上げておりませんが、できるだけ早く法案を作成していただいで、これを実行していきたい。できれば臨時国会にできればいいんですが、しかし、どうも与党三党でお決めいただいたのを見てみると、平成十一年度とかいろいろ書いてございますので、余り私がかう言っちゃいけないのかもしれない。この間も、平成十一年度というの、なぜ二年先にしなきゃいけないんだらうか。せっかく与党でお決めたので、私も閣議決定いたしましたので、私の立場からいけば、閣議決定は閣議決定として御努力をいただいで、平成十一年度を平成十年度にでもやっていただくように努力をしていただきたいと思っております。

何か、亀井建設大臣は、平成十一年度となつていくけど、平成十年度でやれとおっしゃっているという話も聞いております。やっぱりこれは、先ほどの話で、それぞれの関係、その省の責任者がリーダーシップをとれば、私はそんなことは幾らでも早くやれるんじゃないかなという感じがして、いるわけでございます。できるだけ早くやっていきたいと思っております。

今後については、先ほど申し上げておりますように、党の方でもおやりをいただきますようでございます。私どもも私も私どもで行政監察という立場で、一体特殊法人そのものがそれぞれ必要なかどうかという点を含めて行政監察をことしから始めてまいります。それらを踏まえて、私どもの党の方は党の方でどういうお考え方があられるにいたしました。私も、私もとして政府の責任で、行政監察上、やった結果必要でないというのとにあればそれは廃止をしていくという方向で政府は対処していきたいと思っております。

○齋藤勤君 この間の質疑を聞いていますと、新聞紙上を含めまして、武蔵大臣の大変積極的な対応についてはうかがい知ることができるとは思いますが、それならば武蔵大臣が各省庁の大臣を全部一緒にやって、あるいは所管すればいいんじゃないかと思うほど、どうも各関係省庁の抵抗というのは非常に強い。

私も改めて、不勉強でございましたので特殊法人の最初から今日までの経緯についていろいろひもとかせていただいたんですが、大変興行きのあるという表現がいいんでしょうか。ある時代までは特殊法人の数というの、横ばいであつたのが、急激にふえてくる時代があつて今日まで肥大化をいたしました。今日の財政構造、そしてまた今回の情報公開はございせんが、透明性が非常に欠けているということ、と同時にそのことが民間と比較しても著しく劣っているということ、さらにまた天下り先というものの温床ではないかという、こういう厳しい御意見もずっとあろうかというふうに思います。

これからの議会の方では積極的に特殊法人をめぐる問題につきましても提言を進めていくつもりでございます。本当にやり切れるのかどうかというそんな心配もございせん。

今、言葉といたしまして天下りの点についても触れさせていただきましたけれども、この点につきましても、天下りとなりますと大臣でよろしいんですよ、全体的な統括省庁といたしまして、これにつきましてもどういう所感でございせんか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 公務員制度調査会というものが今回新たに四月から発足をいたしましたので、そこで公務員のあり方全般について御議論をいただくことになっておるわけでございます。たしか今週でしたか第二回目をやる予定でございまして、けれども、今御指摘の天下りの問題につきましても、天下りとの関連で、結局事務次官でさえ定年前にやめるような現状がございせん。そして、それが天下つてそれぞれの特殊法人の責任者になつていくというふうなことでございせんから、どつ

以下、質問します。
まず、建設省に伺います。住都整備公団はたくさんの出資会社を抱えていますけれども、建設省、公団のOBが天下っております。その実態について聞きます。今回の法改正で財務諸表が公開される住都公団の子会社、関連会社は幾つあるのでしょうか。

○政府委員(小川忠男君) 住都都市整備公団が出資しております会社、公益法人の総数でございますが、出資会社は株式会社で二十三社、公益法人が七つ、合計三十社でございます。

○吉川春子君 今度ディスクロージされる範囲はそのうち幾つですか、全部ですか。

○政府委員(小川忠男君) 出資会社二十三社についてはすべてディスクロージされるというふうなことでございます。

公益法人については、関連法人についてディスクロージされるというふうなことでございます。
○吉川春子君 その関連会社の最大手の日本総合住生活株式会社、J Sというんですか、ここは東京エスケー、東京ユニタス、埼玉ユニタスなど、子会社九社に出資していますね。これは情報公開の対象にしないのはなぜですか。

○政府委員(小川忠男君) 日本総合住生活でございますが、かつてこの会社が出資していた会社、全部で十六社ございました。このうち現段階では、その大半が二〇%未満だったわけですが、一社を除きましてすべて出資を引き揚げております。

○吉川春子君 出資を引き揚げたのはごく最近の出来事だと思うんですけれども、昨年の報告書に載せるべきだったと私は思うんです。

総務庁長官に伺いますけれども、例えば今お話にあった東京エスケーに対するJ Sの出資は一八%ですけれども、J S以外の株主、例えば東京ユニタス、神奈川ユニタス、埼玉ユニタスなど、J S出資会社が株主になって資本の九〇%以上を握られています。役員は六人中三人はJ S出身者であると、実質的にはJ Sの子会社なんですか。

ね。天下りをしたり、出資会社に株式の持ち合いをさせたり、ぎりぎり二〇%未満に細工しているというふうにも言えるかと思えます。
今回の政府案でこうした会社を公開の対象に含めないのはおかしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○政府委員(土屋勲君) 今回の財務諸表の公開の関連でございますが、いわゆる子会社、関連会社につきましても、関連会社の状況あるいは特殊法人との業務上の関係、特殊法人からの出資や債権債務等の状況を明らかにすることにいたしております。先生の先ほどの御指摘は、多分その先のいわゆる孫会社というふうに言われているものと承知をいたすわけでございますが、今回の判断基準としまして、民間並みということで、まず最小限足並みをそろえて、必要的開示事項を整理したというところで、民間会社等でもやっております。孫会社につきましても、特殊法人からの財務諸表の公開の中で明らかにするという措置をとらなかつたところでございます。

○吉川春子君 続いて伺いますけれども、今後は検討していきますか、どうですか。

○政府委員(土屋勲君) 世の中全体の情報公開の流れの中で、長い視点で検討をしてみたいと思っております。
○吉川春子君 この二月に発表された企業会計審議会の「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書案」というのがありますけれども、「他の会社に対する議決権の所有割合が百分の二十未満であつても、一定の議決権を有しており」、「途中飛ばしますけれども」、「財務及び営業の方針決定に重要な影響を継続的に与えることができる」と認められる場合には、当該他の会社は、関連会社に該当する」と、こういうふうになっているわけですね。そして、何か今大変気の長いような答弁でしたけれども、「やる気がない」と呼ぶ者あり、「やる気がない」という不規則発言もありますけれども、私もやる気がないということでは困ると思うんです。こういう案ですけれども、やっぱ

り審議会の意見が出ているし、大臣、法人の実際の財務内容が明確にわかるようにディスクロージしていくべきではないかと思えますけれども、この点についてのお考えはいかがですか。

○国務大臣(武蔵野文君) 考え方としては当然そうだと思いますが、今、局長が答弁いたしましたのは、事務的に、物理的になかなか人が十分それだけおりませんので、結果的にこういう仕事をやるのにはやはり人が要るわけでございまして、そういう面では、正直、今すぐなかなかできないというのを答弁したいと思います。

しかし、私も行政改革で人を減らしていかんきやなりませんけれども、やはり必要なところに人は配置していかんきやいけないわけでございまして、十分監察が行われて、今言ったような関連会社まできちんとやっていくことが必要であらうと思っております。

ただしかし、この問題についても、先ほどからいろいろ局長が答弁いたしておりますように、民間並みと、こう答弁しておりますが、私はできるだけ民間並み以上にやらないかということを言っておりますので、どこまでできるかあれでございしますが、できるだけやはり関連会社まで附属明細書の中でわかりやすいように、そしてそれを情報公開して国民にもわかりやすいようにしていく努力は私は当然していかんきやなぬと思っております。

○委員長(遠藤要君) ちょっと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○委員長(遠藤要君) 速記を起こして。
○吉川春子君 特殊法人の関連公益法人について伺います。

特殊法人の関連公益法人のディスクロージャーについては、行政改革プログラムの別紙によると子会社に準ずるということになっております。子会社、関連会社と特殊法人との関係を明らかにするために欠かせないのは、公益法人が設立している株式会社の実態です。公益法人が営利を目的とす

る株式会社に出資している、その株式会社が大きな利潤を上げていること自体、民法の三十四条からいって非常に疑問があります。
こうした特殊法人のディスクロージャーも進めなくてはならないと思いますが、建設省、住都公団の関連公益法人は幾つあり、またその子会社は幾つありますか。

○政府委員(小川忠男君) 公団の出資会社がさらに出資している会社、公益法人でございますが、全部で十九社でございます。

○吉川春子君 道路公団の公益法人、そしてそこが出資している会社数、建設省及び法人が送っている役員の数も明らかにしてください。

○政府委員(佐藤信彦君) 道路公団が出資しております関連会社は株式会社で四社でございます。そのうち役員が十五人でございます。

○吉川春子君 財団法人道路施設協会が出資している会社は幾つありますか。そしてそこに天下りしている役員の数も示してください。

○政府委員(佐藤信彦君) 関連の財団法人としては施設協会がございしますが、道路施設協会が出資している民間会社は六十七社でございます。

○吉川春子君 社長の数。天下りの社長の数。

○政府委員(佐藤信彦君) 六十七社のうち公団出向者が社長をしておりますのが五十四社、建設省関係が五社ということになっております。

○吉川春子君 驚くべき実態ですね。
特殊法人の関連公益法人がたくさんの株式会社に出資または事実上設立していることなんですから、平成八年十二月十九日の関係閣僚会議幹事会での申し合わせ、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」についてには、公益法人の行う収益事業について次のように指摘しております。

「公益法人は、公益を目的として主務官庁から設立許可されているものであり、「税制面等で種々の優遇措置が講ぜられるものである」とから、おのずからその範囲には制約がある。」として、原則として営利企業の株式の保有を行ってはならないとの基準を示し、運用指針では、

それから、国会に対しての報告というのはどこ

くないとか、率先して国家公務員Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ

合わせてもらうか、
いかにして見てもらうか、役

体の統一
的な決定をいたしているところでございます

まして、その決定に沿いまして、今回の特殊法人のディスクロージャー法を成立させていただければ、各省庁において省令措置が行われるというふうに理解しております。

○奥村展三君　そうすると、この子会社等の会計につきまして閲覧はできるんですか。

○政府委員(土屋勲君)　今回の特殊法人の財務諸表等の公開によりまして、特殊法人の側から見ましてその子会社、関連会社等の状況を明らかにすることをねらっているわけでございまして、その限りにおいては子会社、関連会社の状況を把握できる状況になります。

○奥村展三君　それから、認可法人、そしてまた指定法人の情報公開についてお伺いをいたしたいと思ひます。

これは行政代行的な業務を行っているわけでありまして、特殊法人並びに国民に対して業務、財務内容等が公開する責任があるのではないかなと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(土屋勲君)　認可法人につきましては、本年の十二月から実施を予定しております認可法人に関する調査というもので御指摘の課題に取り組んでまいりたいと思っております。

公益法人につきましては、昨年九月の閣議決定、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」について、各法人は自主的に開示すること、それから総理府管理室を中心として技術的な検討を行うということが決められているわけでございまして、監察局といたしましては、現在、行政代行的な法人について監察を実施いたしております。その財務内容等の公開のあり方、一つの検討課題として検討いたしているところでございます。

○奥村展三君　基本的に行政及び今お話をいたしましたように代行機関、この情報はやはり私は国民、納税者のものであると思ひます。ですから、公開は当然するべきだということを申し添えておきまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○山口哲夫君　これまで特殊法人の財務内容とい

うのはほとんどブラックボックスでわからない、そういう批判が随分昔からあったと思ひます。しかも経営内容が大変ずさんであるという批判もございました。そういう批判にこたえて今回この法案が出てきたということは大変結構なことだと、私はそう思っております。

ただ、この程度の内容ではちょっと困るんです。例えば日本道路公団の中に投資その他の資産というのがありますけれども、これはもうそれ一本でくくって七百四十八億何がし、こう書いてあります。ほかの法人、もちろん民間はそうではありません。その内訳として有価証券は幾らか、株式は幾らか、出資金は幾らか、こままで書いてあるわけですから、日本道路公団は全然書かれていない、こういう実態でございまして。

そこで、私は、こんな程度の約四ページから五ページくらいは調査ではこれは話にならないので、少なくとも、平成八年度の有価証券報告書総覧、日本電信電話公社ですけれども、これは商法で言う企業会計原則に基づいて書いているのでしようけれども百二十三ページあります。これでもまだ国際標準からいえば不足ですと言われているわけですから、百二十三ページと四ページ、これは余りにも不親切過ぎるのではないでしようか。せめて、このNTTくらいはものは出せませうか。せうか。ぜひ出してほしい、そのことを約束してほしいと思ひますけれども、どうでしようか。

○政府委員(土屋勲君)　今回の特殊法人のディスクロージャー、民間の上場企業のディスクロージャーを参考としつつ、さらに特殊法人の業務の公共性の強さや多額の公的資金が投入されている現状に鑑みまして、民間部門では行われている事項も含めてディスクロージャーを行おうとするものでございまして、先生の御指摘の御趣旨に沿うようフォローアップをしてまいりたいと思ひております。

○山口哲夫君　じゃ、少なくともこの程度のものは出すということで理解してよろしいですね。

○政府委員(土屋勲君)　厚さやページでお約束はできませんが、開示事項につきましては、それらに盛り込まれている事項はすべてディスクロージの対象になるというふうに理解をいたしております。

○山口哲夫君　おたくの方から出されている新し

く提案する内容は附属明細書、事業報告書、監事の意見書、財産目録、決算報告書と書いています。項目はこれでしうけれども、問題は中身です。要するに民間では株主がこの会社の経営内容がわかるように情報公開しているわけですから、特殊法人の場合には国民の税金が入っているわけですから、もっと親切に、国民が見てなるほどこういう内容かということがわかる程度のもので当然出すべきだと思ひます。ページ数にこだわらないで言っていますけれども、ページ数は問題がありますから、こつちは百二十三ページで片方は四ページですから、今あなたが

おっしゃったようなことをただ羅列すれば五ページで済むかもしれないけれども、少なくとも内容はこのくらいはものをぜひ出すように約束してください。

○国務大臣(武蔵嘉文君)　民間並み以上の情報公開をいたしますので、今御指摘の点は必ず私はそういうことになる、こう確信をいたしております。

○山口哲夫君　長官がお約束してくれましたので、ぜひひとつそうお願いいたします。

それから次に、貸借対照表、損益計算書の様式、これは勘定方式という横方式を今使っておりますけれども、読んでもちょっとわからないです。ぜひ縦方式、報告方式に改めてほしいと思ひますけれども、いかがでしようか。

○政府委員(溝口善兵衛君)　御指摘のように損益計算書の発表の仕方は二つございまして、それで、企業のように多方面にわたる活動をして利益を上げるという活動に近いところは、特殊法人の中でも既に報告方式になっておるわけでございます。ほかのものにつきましては、法律によりまして公共公益事務事業の範囲が決まっています。

ものでございますから、むしろ勘定方式の方がわかりやすいということで勘定方式をとっております。実態に即して対応してまいりたいと考えております。

○山口哲夫君　報告方式の方がわかりやすいことは事実です。しかし、政府の特別会計でも企業的な要素を持っているわけですから、その特別会計の中にもできるだけわかりやすく縦方式をとっていただくことをお願いしたいと思ひますけれども、一言どうでしようか。

○政府委員(溝口善兵衛君)　特別会計の方は三十八の特別会計のうち、二十三が今損益計算書をつくっております。それは勘定方式でございまして、先ほど申し上げましたように、報告方式と申しますのは、まず経常利益が幾らある、それで営業外の損益は幾らある、それから特別な損益は幾らあるというふうな利益の範囲をいわば株主、投資家によくわかるようにするというのが大きな目的でございまして、それと特別会計の方は活動がやや異なるものでございまして、勘定方式をとっているわけでございますが、よく勉強してまいりたいと考えております。

○山口哲夫君　終わります。

○委員長(遠藤要君)　これにて質疑は終局いたしました。

○委員長(遠藤要君)　金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案を一括して議題といたします。

両案の修正について齋藤勲君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。齋藤勲君。

○齋藤勲君　私は、民主党を代表しまして、両案に対し修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。これより、その趣旨について御説明申し上げます。今回の大蔵省改革、金融行政機構の改革は、日

本銀行法の改正とともに我が国の金融行政の歴史を塗りかえる大改正であり、橋本内閣の提唱する行政改革の第一弾をなすものであります。改正に当たっては、住専問題や野村証券、第一勧業銀行事件など、たび重なる金融不祥事や不良債権問題に有効な対処ができなかった過去の金融行政に対する反省を踏まえて、指摘されている問題を克服できる新しい金融行政の体制をつくり上げていくことが重要であると考えます。

こうした観点から見ると、政府案は、大蔵省から金融検査監督部門を総理府に新設する金融監督庁に移管するものの、肝心の金融検査監督の一元化は先送りになり、地方では引き続き大蔵省の財務局や財務支局が検査監督に当たると、組織的にも権限の面でも金融ビッグバン時代の金融検査監督機関としては不十分な内容と言わざるを得ません。

民主党は、金融の検査監督と企画立案は、実務上は密接不可分の関係にあると考えております。一方で、大蔵省に金融の企画立案業務を残したのでは財政と金融の分離が徹底できません。そこで、民主党の修正案では、政府案の金融監督庁は金融庁にその名称を改め、金融制度の企画立案業務を内閣総理大臣に移管することとしております。同時に、企画立案業務の一部、すなわち金融監督に密接に関連する政令や総理府令の策定、企業会計基準の策定等の事務は金融庁長官に委任することとしております。

また、住専問題等の最近の金融問題のたびに指摘されてきた縦割り行政の弊害を是正するために、過去の反省を踏まえて、金融の検査監督の権限を金融庁に一元化し、従来は事業官庁との共管であった信連等の機関に対しても金融庁が一元的に金融検査や行政処分等の監督ができるようにして、その監督責任の所在を明確にしております。

なお、金融に関する監督の事務権限を金融庁に一元化するとともに、事業官庁に対して金融庁が重要な検査結果を報告すること、業務停止処分等の行政処分を行う前に事業官庁の大臣に事前協議

をすることを金融庁長官に義務づけております。これにより、金融以外の政策の要請に対応して、例えば農業政策の推進という観点から問題を生じないように政府部内で所要の調整を図ることとしております。

また、金融庁は、地方に独自の機関として金融局及び金融支局を設置し、地方の金融機関の検査監督も自前の機関で行うこととし、大蔵省の財務局等への監督事務の委任規定は削除することとしております。政府案では、金融監督庁長官が地方の検査官をふやそうと考えるも定員要求は大蔵大臣の所管であるという矛盾がありました。金融庁の独自の地方組織を認めることでそうした矛盾は生じないと考えております。

さらに政府案では、日本銀行や預金保険機構等の信用秩序維持に関する機関が大蔵省の所管とされておりますが、民主党の修正案ではこれを金融庁の所管に移管し、信用秩序の維持のために必要な場合には、大蔵大臣との協議を経ずに金融庁長官の独自の判断で機動的に預金保険機構からの資金援助の発動や日本銀行への資金協力の要請ができることとしております。また、必要に応じて金融庁長官が大蔵大臣に財政的な支援についても協議をすることができるとしてしております。こうした修正を行うことにより、金融庁長官が中心になってより機動的に信用秩序の維持を図っていく仕組みができるものと考えております。

最後に、本法律施行後五年以内に行政改革の進展状況等を勘案しながら、所要の検討を行う見直し規定を設けることとしております。

我が党の修正案の概要は以上のとおりであります。各党各会派の委員の皆様のご御賛同をお願いして趣旨説明といたします。

○委員長(遠藤要) これより両案及び両修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○今泉昭君 私は、平成会を代表して、内閣提出の金融監督庁設置法案、金融監督庁設置法の施行

に伴う関係法律の整備に関する法律案並びに民主党・新緑風会提出の同法案に対する修正案に反対の立場から討論を行います。

市場経済の拡大、情報化、国際化の進展に対応し、自由かつ透明で国際的標準に合致した金融制度の構築は我が国に課せられた大きな課題であります。

しかしながら、近年の我が国の金融行政は、昨年の住専処理問題に象徴されるように、密室での不透明な行政指導が中心であり、このことが国民の厳しい批判を浴びたのであります。

また、最近の野村証券、第一勧業の総会屋をめぐる事件は我が国の金融、証券業界の近代化的体質を示すものではなく、善良な預金者や投資家に対する重大な背信行為であり、断じて許せるものではありません。相次ぐ不祥事を招いた大蔵省の指導監督体制の責任が厳しく問われなければなりません。

事件の再発を防止し、国際的標準に合致した金融システムを確立するためには、裁量性の高い行政から透明性の高い公正なルールに基づく行政へと転換していく必要があります。公正なルールに基づく自由な競争、ルール違反者に対する厳しいペナルティー及び適切な預金者保護制度の確立が重要であります。

今回提出された金融監督庁設置法案に反対する第一の理由は、財政と金融の分離が不十分なことであります。金融監督庁には検査監督部門が移されるだけで、企画立案部門は大蔵省に残っており、金融行政の二元化が懸念されるからであります。財政と金融は明確に分離し、金融行政は企画立案も含めて一元的に行うべきであると考えます。

第二は、金融監督庁設置が行政改革の流れに反するからであります。現在論議されている中央省庁再編の中で、財政と金融を分離した新しい組織をつくるべきであり、今回の改革は暫定的な機構いじりに終わる可能性が高いからであります。

第三は、大蔵省による金融監督庁支配が強く懸念されるからであります。共同省令の問題、大蔵省の民間金融機関に対する資料要求権を認めた点、地方の検査は地方財務局を活用する点など、金融監督庁の独立性は極めて弱いものと言わざるを得ません。

以上が、政府案に反対する主な理由であります。

民主党・新緑風会提出の修正案については、その基本的な方向性については一定の理解をするものの、その実現可能性など幾つかの点について同意できない部分があり反対であります。

最後に、抜本的な行政改革を早急に実現し、財政と金融が明確に分離され、公正で透明な金融行政、自由で安心できる金融システムが早期に確立されることを期待して、私の討論を終わります。

○松谷善一郎君 私は、自由民主党を代表して、金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に賛成し、民主党・新緑風会提出の修正案に反対の討論を行います。

我が国の金融を取り巻く環境は、国際面からも国内面からも大きな変革を求められております。国際面からは、世界経済を覆いつつある大競争の波が金融にも及び、各国の金融システムの間では制度間あるいは市場間競争が繰り広げられているのであります。

一方、国内面からは、日本経済の成熟化や人口構成の高齢化、さらには情報通信を中心とした技術革新といった我が国全体の構造変化の波が金融面にも及び、金融システムに変革を迫っております。

すぐれた金融システムは経済の基礎をなすものであります。二十一世紀の高齢化社会において我が国経済が活力を保つていくためには、国民の資産がより有利に運用される場が必要であるとともに、次代を担う成長産業への資金供給が重要であると考えます。また、我が国が世界の相応の貢献を果たしていくためには、我が国から世界に円滑な資金供給をしていくことも必要であります。

橋本総理が昨年の十一月に示された日本版ビッグバンは、東京金融市場の活性化を図るための戦後最大の金融システム改革であります。金融監督庁設置法案並びにその整備法案は、外国為替法、日銀法の改正とともにまさにこの日本版ビッグバンであり、我が国の金融システム改革を成功させるための第一歩を踏み出すものであります。

金融監督庁を設置するということは、金融行政の不透明性、護送船団行政、国際的整合性の欠如、並びに現在国民から批判を浴びている金融機関の不祥事の今後の防止を確立するなど、これまでの我が国金融行政の課題を解消し、さらには預金者保護を確立するためのものであり、私は金融監督庁設置法案及びその整備法案を評価し、賛成いたします。

一方、民主党・新緑風会提出の修正案は、金融行政の企画立案部門の金融監督庁への移管等を内容としておりますが、金融監督庁設置法において企画立案と検査監督を分離したことはこれまでの金融行政に対する反省を踏まえ金融行政改革のために行うものであり、民主党・新緑風会の修正案は認めることはできず、反対をいたします。

欧米の金融市場はこの十年間に大きく変貌し、これからのダイナミックに飛躍しようとしております。我が国においても、二十一世紀を迎える五年後の二〇〇一年までに、我が国の東京金融市場がニューヨーク、ロンドン並みの国際金融市場となつて再生し、経済の血液の流れをつかさどる金融市場が資源の再配分というその本来の果たすべき役割を十分発揮していくことを期待して、私の討論を終わります。

○峰崎直樹君 私は、内閣提出の金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案に対する民主党修正案に賛成、修正されない場合の両原案に反対の立場から意見を申し上げます。

金融ビッグバン時代の公正で透明な金融行政の確立を目指す今回の金融行政機構の改革は、橋本行革の試金石となる重要な意義を持つものです。

しかしながら、政府案は、深刻な利益相反を有する財政と金融の分離が中途半端に終わっている。取引所や業界団体の監督、はしの上げおろしのような金融監督に付随する規則や通達まで引き続き大蔵省が関与するということでは、財政当局の金融市場への影響力を排除できず、市場の公正さは担保できません。

金融の企画立案と検査監督の間ではなく、まさに財政と金融の間にこそメスを入れるべきです。資源の配分を政治的に決定しようという財政の論理から金融行政を組織的にも明確に分離することが、金融に市場原理を貫徹するための基盤となるのです。

民主党提案の修正案は、金融の企画立案も含めて金融行政全体を総理府に移管し、検査監督行政とそれに密接に関連する企画立案の事務を金融庁に一本化しています。日本銀行や預金保険機構など信用秩序維持に関する機関も金融庁に移管することとしております。同時に、金融庁長官には三年間の任期の中の身分を保障して、高い独立性を持つ職務を行使できるものとし、仮に大地震など突発的な要因で金融危機が発生した場合にも、一々大蔵大臣にお伺いを立てずとも独自の判断で信用秩序の維持のための機動的な対応ができるようにしています。

また、住専問題などで指摘されてきた金融検査監督の縦割り行政の弊害は、政府案では放置されたままです。金融は、その性質上、融資構造全体を把握してリスクを分析しなければ正確な実態はつかめません。民主党の修正案のように、金融の検査は一元化して効率的に融資の全体像が把握できるようにしていくべきです。

住専問題では、大蔵省と農水省の局長が覚書を結んで問題の処理を先送りして傷口を広げ、縦割り行政の弊害として批判をされました。不良債権の適切な処理を金融機関に求めるのは金融行政の基本ですが、そうした監督行政の責任体制も、縦割り行政のもとでは共同責任は無責任ということになります。民主党案のように、少なくとも

金融業務に関しては監督権限を一元化して、責任の所在を明確にすることが行政の責任ある対応を促す基盤になると考えます。

民主党案では、監督権限の一元化に合わせて、金融庁長官が事業官庁の大臣に重要な検査結果を報告し、業務停止命令等の処分には事前協議を義務づけて、政府部内で所要の調整を行えるようにしています。こうした体制を整備すれば、政府案のように金融監督庁と事業官庁の共管を続ける必要はないものと考えます。

さらに、政府案では、金融監督庁は自前の地方組織を持たず、大蔵省の財務局等に検査監督権限を委任することとしています。政府側の答弁によれば、大蔵省と金融監督庁の人事交流も引き続き行われるようです。これでは金融監督庁が総理府につくられた大蔵省の植民地のようになってしまうおそれさえあります。

民主党の修正案では、金融庁は自前の地方組織を持つこととなります。そうした組織体制を整備した上で、人事についても出身官庁には戻さないというノーリターンルールを原則とした運営を行うことで金融行政のプロを育成し、国際的にも信頼される一流の金融行政機関を確立できると考えます。

最後に、橋本内閣が中央省庁再編にまなじりを決して取り組むというのであれば、行政改革の進展状況を踏まえて民主党の提案どおり金融監督庁についても適宜適切に見直しを行うことは当然であると考えます。

以上、民主党の提案どおり政府案を修正すること、金融ビッグバン時代に対応した金融行政の抜本的な転換、改革が実現するものと考えております。

委員各位に修正案への賛同を強く訴えて、私の討論を終わります。

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、金融監督庁設置法案等二法案に対し、反対討論を行います。

金融庁設置法の背景について政府は、一、バブ

ルの崩壊によるツケにどう対応していくか、また、二、金融市場を弱肉強食に巻き込むビッグバンによる国際化の大波にさらされた金融機関の再編統合にどう対応するか、を挙げているように、本法は、予想される金融機関の経営破綻に備えたものと言いうことができます。

以下、具体的に私の反対理由を述べます。

第一は、野村証券、第一勧銀のスクランダルに象徴される金融機関の不祥事に対する国民の怒りが広がる中、こうした事件の再発防止のためにも検査体制の抜本的強化こそが必要であるのに、本法案は検査監督部門を大蔵省から切り離すだけで、検査体制強化を図るものではない点です。

しかも、問題になっている天下りを初めとする金融機関と諸機関との癒着に対する規制もありません。これでは、政府の進めるビッグバンによって金融機関の検査監督機能強化が求められていることにこたえるものとは言えません。

第二は、金融監督庁の主たる任務が、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等を保護すること、すなわち利用者保護にあるかのようにうたい上げておきながら、実際には利用者保護の規定は何もないことです。

政府答弁によれば、利用者保護は、金融機関の業務の適切な運営または経営の健全性確保や証券取引の公正確保を通じてのことであるとしています。これだけでは看板に偽りありと言わざるを得ません。

第三に、金融監督庁の検査結果が公開されず、利用者はそれを利用できないことです。

ビッグバンによって銀行倒産時代になりかねない事態が予測されますが、政府は、情報をみづからつかみ、賢い利用者としてみづからを守れと、預金者の自己責任及びそのための情報公開、ディスクロージャーを強調しています。

しかし、公開される情報はといえば、検査結果は公表されず、金融機関のディスクロージャーについても利用者の正確な判断に役立つものとはとても期待できません。

結論として、金融監督庁の設置は利用者保護が目的ではなく、ビッグバンにより国際化の波にさらされる金融機関のために、経営のあり方や経営の健全性を図る検査や監督体制を整えようとするものにはなりません。

私は、野村証券、第一勧銀事件など、後を絶たぬ金融不祥事の徹底説明による根絶策の樹立と、消費者保護の体制確立、措置の具体化を強く求めます。

なお、民主党の修正案につきましては、原案の持つ問題を根本的に変えるものではなく、賛成できないことを申し上げて、討論を終わります。

○委員長(遠藤要君) これにて討論は終局しました。

これより金融監督庁設置法案について採決に入ります。

まず、齋藤勲君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(遠藤要君) 少数と認めます。よって、齋藤勲君提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(遠藤要君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の採決を行います。

まず、齋藤勲君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(遠藤要君) 少数と認めます。よって、齋藤勲君提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(遠藤要君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

広中和歌子君から発言を求められておりますので、これを許します。広中和歌子君。

○広中和歌子君 私は、ただいま可決されました金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対し、自由民主党、平成会、社会民主党、護国連合、民主党・新緑風会、自由の会、新党さきがけの各会派共同提案による附帯決議案を提案いたします。

案文を朗読いたします。

金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に関し、次の事項に十分配慮し、適切な金融行政の確立に努めるべきである。

一、金融の自由化・国際化が急速に進展する状況の下、住専等金融機関の不良債権問題の顕在化等を機に、金融行政機構改革の一環として金融監督庁が設置されることにかんがみ、今後の検査、監督の実施に当たっては、いやしくも国民各層から批判を受けることのないよう努めること。

一、金融行政については、裁量的な行政から明確なルールの制定とそれに基づく検査、監督による透明性の高い行政へ抜本的な転換を図ること。また、今回の金融行政機構改革は、その本来目的が、健全で自由な金融市場の育成に資するものとすることから、金融機関の活動を不当に阻害することのないよう十分に配慮すること。

一、金融監督庁長官の任命に当たっては、業務の独立性、公平性を確保するため、幅広い分野から適格者を選任すること。

一、民間金融機関の検査、監督に万全を期するため、金融監督庁における組織の効率的運用、人材の確保、要員の専門能力の向上を図ること等により、検査、監督の強化・充実を図ること。

一、共同省令の制定及びその改廃に当たっては、検査、監督業務の透明性と独立性が確保されるよう、総理府が主導的立場に立つて行うこと。

なお、今後関連する金融関係法の改正に当たっては、共同省令の内容を精査し、極力単独の総理府令とするよう努めること。

一、財政と金融の在り方については、政策決定及び行政機構の根幹に係わる問題であり、今後十分検討の上、主要国の機構も参考としながら、中央省庁再編の中で結論を得ること。

一、多発する金融機関等の不祥事については、金融市場等に対する国民の信頼を回復するため、断固とした措置を執るとともに、罰則強化を含めその再発防止に万全を期すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(遠藤要君) ただいま広中君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者起立〕

○委員長(遠藤要君) 多数と認めます。よって、広中君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、梶山内閣官房長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。梶山内閣官房長官。

○国務大臣(梶山静六君) ただいま御決議になりました事項につきましては、政府といたしましては御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと思っております。

○委員長(遠藤要君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(遠藤要君) 特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案を議題といたします。

本法案の修正について吉川春子君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。吉川春子君。

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案に対し修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

政府案は、特殊法人の財務内容の公開を進める点で一歩前進ですが、特殊法人の子会社、関連会社及び特殊法人グループのディスクロージャーについては不十分な内容になっております。特殊法人の子会社、関連会社は、多数の天下り官僚を受け入れ、特殊法人本体が赤字にもかかわらず、大幅な黒字となっているものが少なくありません。国民からは、官僚が公金を食い物にしていると強い批判を浴びており、それらの財務の公開は緊急の課題です。

修正案の概要について申し上げます。特殊法人の公開する財務諸表などに「連結貸借対照表及び連結損益計算書」の条文をつけ加えるものであります。

本修正案は、国民の要望にこたえ、特殊法人の子会社、関連会社の財務内容を特殊法人との連結決算として、全体としてディスクロージャーするといふものです。

これは、第一に民間企業に準拠した公開を目指す本法案の趣旨に沿ったものです。連結決算による公開は、証券取引法の原則であり、近年の企業情報公開の流れでもあります。また第二に、特殊

法人はその公共的性格からいって、民間企業以上の公開が求められており、連結による公開は、行政情報の公開という時代の要請にこたえる最低限の措置であります。

委員各位の御賛同をいただき、速やかに可決されますことを要望いたしまして、修正案の趣旨説明を終わります。

○委員長(遠藤要君) これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより原案及び修正案について採決を行います。

まず、吉川君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(遠藤要君) 少数と認めます。よって、吉川君提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(遠藤要君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(遠藤要君) これより諸議の審査を行います。

第一号消費税率5%の中止、消費税法附則第二十五条に基づく消費税率見直しに関する国会審議に関する諸議外百七十件を議題といたします。

これらの諸議につきましては、理事会において協議の結果、保留することに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(遠藤要君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

行財政改革・税制等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 次に、委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時九分散会

〔参照〕

金融監督庁設置法案に対する修正案

金融監督庁設置法案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

金融庁設置法

目次中「金融監督庁」を「金融庁」に、「第六条」を「第十三条」に、「第二節 証券取引等監視委員会

〔第七条―第二十一条〕を「第二節 証券取引等監視委員会(第十四条―第二十七条)」に、「第二十二条」を「第三十条」に改める。

第一条中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

第二章 金融監督庁を「第二章 金融庁」に改める。

第二条中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

第三条の見出しを「(任務)」に改め、同条第一項中「金融監督庁」を「金融庁」に改め、「図るため、」の下に「金融制度及び証券取引制度について調査、企画及び立案をし、並びに」を加え、同条第二項を削る。

第四条各号列記以外の部分中「金融監督庁」を「金融庁」に、「第一号、第二号、第五号、第八号から第十号まで、第十二号、第十五号及び第十九号」を「第二号から第七号まで、第十号から第十二号まで、第十四号、第十九号、第二十二号、第二十六号及び第三十号」に改め、同条第二十六号中「金融監督庁」を「金融庁」に改め、同条第三十八号とし、同条第二十五号中「第一号、第二号、第五号、第八号から第十号まで、第十二号、第十五号及び第十九号」を「第二号から第七号まで、第十号から第十二号まで、第十四号、第十九号、第二十二号、第二十六号及び第三十号」に改め、同条第三十六号とし、同条第三十七号とし、同条第三十四号を第三十六号とし、第二十三号を第三十五号とし、第二十二号を第二十九号とし、同条の次に次の五号を加える。

三十 日本銀行に関すること。
三十一 準備預金制度に関すること。
三十二 金融機関の金利を調整すること。
三十三 国民貯蓄計画を樹立し、国民貯蓄を奨励すること。
三十四 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。
第四号中第二十一号を第二十八号とし、第十四号から第二十号までを七号ずつ繰り下げ、第十三号を第十五号とし、同条の次に次の五号を加える

十六 有価証券の発行に関する届出書又は発行登録簿等、有価証券の公開買付けに関する届出書等、株券等の大量保有の状況に関する報告書及び有価証券に関する報告書についての審査及び処分に関すること。

十七 企業会計の基準の設定に関すること。

十八 企業資本その他企業の財務に関すること。

十九 公認会計士、会計士補、監査法人及び日本公認会計士協会の監督に関すること。

二十 社債等の登録に関すること。

第四号中第十二号を第十四号とし、第八号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同条の次に次の一号を加える。

九 証券取引制度の調査、企画及び立案をすること。

第四号第六号を次のように改める。

六 保険契約者保護基金(保険業法(平成七年法律第五号)に規定する保険契約者保護基金をいう。)の監督に関すること。

第四号第六号の次に次の一号を加える。

七 地震再保険事業に関すること。

第四号第三号を削り、同条第二号中「漁業信用基金協会」の下に、「農林漁業信用基金、産業基金整備基金及び通信・放送機構」を加え、同条を同条第三号とし、同条第一号を第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

一 金融制度の調査、企画及び立案をすること。

第四号第四号を次のように改める。

四 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の監督に関すること。

第二十二号中「金融監督庁」を「金融庁」に改め、同条を第三十条とする。

第二章中第二十一条を第二十七条とし、同条の

次に次の一節を加える。

第三節 地方支分部局

(金融局)

第二十八條 金融庁に、その所掌事務の一部を分掌させるため、地方支分部局として、金融局を置く。

2 金融局の名称、位置及び管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

(金融支局)

第二十九條 金融局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、金融支局を置く。

2 金融支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 金融支局の内部組織は、総理府令で定める。

第二十條を第二十六條とし、第十七條から第十九條までを六条ずつ繰り下げる。

第十五條及び第十六條を削り、第十四條を第二十一條とし、同条の次に次の一条を加える。

(準用)

第二十二條 第十條第一項から第三項まで及び第五項の規定は、委員長及び委員について準用する。

第十三條を第二十條とする。

第十二條中「禁錮」を「禁固」に改め、同条を第十九條とし、第十一條を第十八條とし、第十條第二項を次のように改める。

2 第七條第二項及び第三項の規定は、委員長及び委員について準用する。

第十條第三項を削り、同条を第十七條とし、第九條を第十六條とし、第八條を第十五條とする。

第七條第一項中「金融監督庁」を「金融庁」に改め、同条第二項中「第八號」を「第十號」に、「第十號」を「第十二號」に、「第十四號」を「第二十一號」に、「第十六號」を「第二十三號」に、「第二十四號」を「第三十六號」に改め、同条を第十四條とする。

第六條第一項を削り、同条第二項中「前項に規定するもののほか」を削り、「金融監督庁」を「金融庁」に改め、第二章第一節中同項を第十二條とし、同条の次に次の一条を加える。

(情報の開示)

第十三條 長官は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合において、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対して協力を要請するときは、必要な情報を開示するよう努めなければならない。

2 長官は、法令の規定に基づいて銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対してその業務の全部又は一部の停止の命令その他の処分をした場合又は法令の規定に基づいて内閣総理大臣がこれらの民間事業者等に対してした免許等の取消しその他の処分について内閣総理大臣を補佐した場合は、それらの処分の対象となった民間事業者等に対する検査その他の監督の結果の概要その他の情報を開示するよう努めなければならない。

第五條第一項中「金融監督庁長官(以下「長官」という。）」を「長官」に、「金融監督庁」を「金融庁」に改め、同条第二項中「金融監督庁」を「金融庁」に改め、同条を第十一條とし、第四條の次に次の六条を加える。

(長官)
第五條 金融庁の長は、金融庁長官とする。

(職権の行使)
第六條 金融庁長官(以下「長官」という。))は、独立してその職権を行う。

(任命)
第七條 長官は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 長官の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、長官を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに長官を罷免しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、長官となることができない。
一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの
二 禁錮以上の刑に処せられた者

(任期)
第八條 長官の任期は、三年とする。
2 長官は、再任されることができる。

(罷免)
第九條 内閣総理大臣は、長官が、第七條第四項各号のいずれかに該当するに至ったときは、これを罷免しなければならない。

2 内閣総理大臣は、長官が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は長官に職務上の義務違反その他長官たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(職務等)
第十條 長官は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 長官は、在任中、政党その他の団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 長官は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

4 長官は、離職後二年間は、営利を目的とする私企業の地位で金融庁の業務と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を得た場合は、この限りでない。

5 長官の給与は、別に法律で定める。

附則第二條第一項中「金融監督庁」を「金融庁」に改め、同条第二項中「第十條第一項」を「第十七條第一項」に、「金融監督庁」を「金融庁」に、「第十一條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同条第三項中「金融監督庁設置法」を「金融庁設置法」に、「金融監督庁」を「金融庁」に改め、同条を附則第三條とし、附則第一條の次に次の一条を加える。

(検討)
第二條 政府は、この法律の施行後五年以内に、行政改革の進展の状況を勘案しつつ、健全で公正な金融市場を育成する観点からこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正案
金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の一部を次のように修正する。

題名中「金融監督庁設置法」を「金融庁設置法」に改める。

第一條中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

第二條中第十八條の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第四條第二號の二の次に次の一号を加える。
二の三 当面する金融制度及び証券取引制度全般に係る重要な事項の調査、企画及び立案に関すること。

第二條のうち第十八條の改正規定中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

第二條のうち第十九條の表の改正規定中金融監督庁の項を次のように改める。

金融庁

金融庁設置法(平成九年法律第 号)

第三條中第七條の改正規定の前に次の改正規定を加える。

三 第二百五十九條第一項の規定による指定
第五十四條中第三十六條の改正規定を削
る。

第五十四條のうち附則第三十八條の改正規定、
附則第七十五條の改正規定、附則第七十九條の改
正規定及び附則第九十九條の改正規定中「総理府
令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、第五十四條
を第六十四條とする。

第五十三條のうち第四十九條の改正規定中「総
理府令・大蔵省令・建設省令」を「総理府令・建設
省令」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、
「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融
支局長」に改める。

第五十三條中第四十九條の次に一條を加える改
正規定を削り、第五十三條を第六十三條とする。
第五十二條中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」
に改め、同条を第六十二條とする。

第五十一條中「総理府令・大蔵省令」を「総理府
令」に改め、同条を第六十一條とする。

第五十條のうち第七十二條の改正規定中「第七
十二條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同
条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣、大蔵大
臣」に改め、同条を削り、「金融監督庁長官」を「金融
局長又は財務支局長」に改め、同条を第六十條と
する。

第五十條中第七十二條の次に一條を加える改正
規定を削り、第五十條を第六十條とする。

第四十九條中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」
に改め、同条を第五十九條とし、第四十八條を第
五十八條とする。

第四十七條のうち第四十九條の改正規定中「第
四十九條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「
同条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大
蔵大臣」に改め、同条を削り、「金融監督庁長官」を「金
融庁長官」に、「財務局長又は財務支局長」を「金融
局長又は金融支局長」に改める。

第四十七條中第五十條の次に一條を加える改正
規定を削り、第四十七條を第五十七條とする。
第四十六條のうち本則第十三條第八項及び第

二十八條を除く。の改正規定中「総理府令・大蔵
省令」を「総理府令」に改める。
第四十六條のうち第十三條の改正規定中「総理
府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省
令」に改める。

第四十六條中第二十三條の改正規定及び第二十
七條の次に一條を加える改正規定を削る。
第四十六條のうち第二十八條の改正規定中「金
融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「行わせる」を
「を」に改め、同条を削り、「財務局長又は財務支局長
に」を「に」に改め、同条を削る。

第四十六條のうち附則第七條の改正規定中「総
理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、第四十
六條を第五十六條とする。
第四十五條中本則第三十七條第二項及び第四
十三條第一項を除く。の改正規定を次のように改
める。

本則(第四十八條第二項、第五十二條の二、
第七十七條の二、第九十條の二及び第九十二條
第一項を除く。中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」
に、「大蔵省令」を「総理府令」に改める。
第四十五條中第十三條及び第十四條の改正規定
を削る。

第四十五條のうち第十七條第一項の改正規定中
「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え
を削り、同条第二項を同条第四項とし、同条第一
項の次に二項を加える改正規定のうち「同条第四
項」を「同条第三項」に、「次の二項」を「次の一項」
に改め、第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に
改め、第三項を削る。

第四十五條中第十七條に一項を加える改正規定
から第四十五條の改正規定までを削る。
第四十五條のうち第四十八條の改正規定中「大
蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
第四十五條中第四十九條の改正規定、第五十二
條の改正規定並びに第五十三條及び第五十四條の
改正規定を削る。

第四十五條のうち第五十五條の改正規定のうち
「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、
を削り、同条第二項を同条第四項とし、同条第一
項の次に二項を加える改正規定のうち「同条第四
項」を「同条第三項」に、「次の二項」を「次の一項」
に改め、第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に
改め、第三項を削る。

第四十五條中第十七條に一項を加える改正規定
から第四十五條の改正規定までを削る。
第四十五條のうち第四十八條の改正規定中「大
蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
第四十五條中第四十九條の改正規定、第五十二
條の改正規定並びに第五十三條及び第五十四條の
改正規定を削る。

第四十五條のうち第五十五條の改正規定のうち
「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、
を削り、同条第二項を同条第四項とし、同条第一
項の次に二項を加える改正規定のうち「同条第四
項」を「同条第三項」に、「次の二項」を「次の一項」
に改め、第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に
改め、第三項を削る。

を削り、「二項」を「一項」に改め、第二項中「大蔵
大臣」を「内閣総理大臣」に改め、第三項を削る。
第四十五條中第五十六條、第五十七條、第五十八
條、第五十九條、第六十一條、第六十二條、第六十三
條、第六十四條及び第七十六條の改正規定、第七十七
條の改正規定、第七十八條、第七十九條、第八十二
條、第八十三條、第八十三條、第八十三條の二、
第八十八條の二及び第八十九條の改正規定、第九十
條の改正規定、第九十一條の改正規定並びに第九十一
條の三の次に一條を加える改正規定を削る。

第四十五條のうち第九十二條の改正規定のうち
同条第一項及び第二項中「金融監督庁長官」を「金
融庁長官」に改め、同条第三項中「金融監督庁長
官」を「金融庁長官」に、「財務局長又は財務支局
長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条第
四項及び第五項中「財務局長又は財務支局長」を
「金融局長又は金融支局長」に改め、同条第六項を
削る。

第四十五條のうち第九十二條の二の改正規定
中「同条第四項」の下に「財務局長又は財務支局
長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条第
四項及び第五項中「財務局長又は財務支局長」を
「金融局長又は金融支局長」に改め、同条第六項を
削る。

第四十五條のうち第九十二條の二の改正規定
中「同条第四項」の下に「財務局長又は財務支局
長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条第
四項及び第五項中「財務局長又は財務支局長」を
「金融局長又は金融支局長」に改め、同条第六項を
削る。

第四十五條のうち第九十二條の二の改正規定
中「同条第四項」の下に「財務局長又は財務支局
長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条第
四項及び第五項中「財務局長又は財務支局長」を
「金融局長又は金融支局長」に改め、同条第六項を
削る。

第四十五條中第九十一條の改正規定及び第九十
條の改正規定を次のように改める。
第九十一條第二項及び第九十條第二項の二中
「第十七條第二項前段」を「第十七條第三項前段」
に改める。
第四十五條中第九十條の改正規定を次のよう
に改める。

第九十條中第九十條の改正規定を次のよう
に改める。
第九十條中第九十條の改正規定を次のよう
に改める。
第九十條中第九十條の改正規定を次のよう
に改める。

第九十條中第九十條の改正規定を次のよう
に改める。
第九十條中第九十條の改正規定を次のよう
に改める。
第九十條中第九十條の改正規定を次のよう
に改める。

第九十條中第九十條の改正規定を次のよう
に改める。
第九十條中第九十條の改正規定を次のよう
に改める。
第九十條中第九十條の改正規定を次のよう
に改める。

して、財務局長又は財務支局長が委員会の承認
を得て「前項の規定により金融局長又は金融
支局長」に、「財務局長又は財務支局長」を「金融
局長又は金融支局長」に、「財務局長又は財務支局
長」を「金融局長又は金融支局長」に、「財務局長
又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に
改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項と
して次の一項を加える。

金融局長又は金融支局長は、委員会の承認
を得て、金融局長又は金融支局長の職員のうち、
犯罪事件の調査を担当する者を指定するもの
とする。

第四十五條に次の改正規定を加える。
第二百一十一條中「財務局長等職員」を「金融局長
等職員」に、「財務局長又は財務支局長」を「金融局長
又は金融支局長」に改める。
第二百一十三條中「財務局長若しくは財務支局
長又は財務局長等職員」を「金融局長若しくは金
融支局長又は金融局長等職員」に改める。

第四十五條中第九十五條とする。
第四十四條のうち本則(第四十五條を除く。)の
改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に
改める。

第四十四條中第三十八條の改正規定及び第四十
四條の次に一條を加える改正規定を削る。
第四十四條のうち第四十五條の改正規定中「金
融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「行わせる」を
「を」に改め、同条を削り、「財務局長又は財務支局
長に」を「に」に改め、同条を削る。

第四十四條中第三十八條の改正規定及び第四十
四條の次に一條を加える改正規定を削る。
第四十四條のうち第四十五條の改正規定中「金
融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「行わせる」を
「を」に改め、同条を削り、「財務局長又は財務支局
長に」を「に」に改め、同条を削る。

第四十四條中第三十八條の改正規定及び第四十
四條の次に一條を加える改正規定を削る。
第四十四條のうち第四十五條の改正規定中「金
融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「行わせる」を
「を」に改め、同条を削り、「財務局長又は財務支局
長に」を「に」に改め、同条を削る。

第四十三條のうち本則(第十條第十一項及び第
五十一條を除く。)の改正規定中「総理府令・大蔵
省令」を「総理府令」に改める。
第四十三條のうち第十條の改正規定中「総理府
令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」
に改める。

第四十三條中第五十一條の改正規定を削る。
第四十三條のうち第五十一條の次に一條を加え
る改正規定中「の次に次の一條を加える」を「次

のように改める」に改め、第五十一条の二中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「財務局長又は財務支局長を金融局長又は金融支局長」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十三条を第五十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第五十二条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第五十九条の二」に改める。

第三章及び第三章の二中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第四章中第五十九条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第五十九条の二 内閣総理大臣は、前二章の規定による権限(第二十四条の規定による認可を除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を金融局長又は金融支局長に委任することができる。

第六十三条第一号及び第五号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第六条中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(農林漁業信用基金法の一部改正)

第五十三条 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項及び第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の二項を加える。

4 内閣総理大臣は、この法律による権限(第十一一条の規定による権限を除く。)を金融庁長

官に委任する。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を金融局長又は金融支局長に委任することができる。

第四十二条中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、同条を第五十条とする。

第四十一条のうち本則(第四十五条を除く。)の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第四十一条中第四十四条の次に一条を加える改正規定を削る。

第四十一条のうち第四十五条の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「財務局長又は財務支局長を金融局長又は金融支局長」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第四十一条のうち附則第九条に後段を加える改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第四十一条中附則第九条に二項を加える改正規定を削り、第四十一条を第四十九条とする。

第四十条のうち本則(第四十四条の二及び第五十九条を除く。)の改正規定中「第四十四条の二及び第五十九条を削る」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第四十条中第四十四条の二の改正規定を削る。

第四十条のうち第五十七条の次に三条を加える改正規定のうち二条を「一条」に改め、第五十七条の二の見出し中「協議」を「協力要請」に改め、同条中「ときは、あらかじめ」を「場合において、必要を」を「公的資金の導入その他の大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該に、協議しななければならない」を「協力を求めるものとする」に改め、第五十七条の三及び第五十七条の四を削る。

第四十条のうち第五十九条の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「行わせる」を「を」を「財務局長又は財務支局長に行わせる」を「金融

局長又は金融支局長」に改め、第一項第四号を削る。

第四十条のうち附則第五条の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、第四十条を第四十八条とする。

第三十九条中第五十七条の改正規定の前に次の改正規定を加える。

目次中「第四十六条」を「第四十六条の二」に改める。

第二章第七節中第四十六条の次に次の一条を加える。

(農林水産大臣への協議等)

第四十六条の二 内閣総理大臣は、機構に対し第四十五条の規定による命令(政令で定めるものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

2 内閣総理大臣は、機構又は受託者に対しこの法律の規定による検査その他の監督をしたときは、速やかに、その旨及びその結果の概要を農林水産大臣に通知するものとする。

第三十九条のうち第五十七条の改正規定中「大蔵大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十九条中第五十八条の改正規定から第七十条にただし書を加える改正規定までを削る。

第三十九条のうち第七十条に二項を加える改正規定中「第七十条」の下に「の見出しを」(主務大臣等)に改め、同条中「農林水産大臣及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条を加え、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「農林水産省令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第三十九条のうち第七十二条の改正規定、附則第八条の改正規定及び附則第十二条を附則第十三条とし、附則第十一条の次に一条を加える改正規定を削り、第三十九条を第四十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(通信・放送機構法の一部改正)

第四十七条 通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十三条の二」に改める。

本則中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第七章中第四十三条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第四十三条の二 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるところを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を金融局長及び金融支局長に委任することができる。

附則第四条の二中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十八条中「大蔵大臣」を「農林水産大臣及び大蔵大臣」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同条を第四十五条とする。

第三十七条中目次の改正規定の次に次の改正規定を加える。

本則(第五十五条第二項、第五十六条第四項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項及び第三項から第六項まで、第六十四条第三項、第六十五条、第六十六条第一項及び第三項、第八十一条の三第三項並びに第八十三条を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第二十一条の改正規定を削る。

第五十五条の改正規定から第六十六条の改正規定までを次のように改める。

第五十五条第二項中「大蔵大臣、労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十六条第四項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣及び都道府県知事」とし、当該決定が労働金庫に関するものである場合には大蔵大臣及び労働大臣を「内閣総理大臣及び都道府県知事」に改める。

第五十九条第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理

大臣(二)に、「大蔵大臣及び都道府県知事とし、労働金庫にあつては大蔵大臣及び労働大臣」を「内閣総理大臣及び都道府県知事」に改める。

第六十條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「大蔵大臣(二)」を「内閣総理大臣(二)」に、「大蔵大臣及び都道府県知事とし、労働金庫又は労働金庫連合会にあつては大蔵大臣及び労働大臣」を「内閣総理大臣及び都道府県知事」に改める。

第六十一條第一項及び第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「協議し、労働金庫に對し同項の認定を行うときは、労働大臣の同意を得なければならぬ」を「協議しなければならぬ」に改め、同条第五項及び第六項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第六十四條第三項中「大蔵大臣(二)」を「内閣総理大臣(二)」に、「大蔵大臣及び都道府県知事とし、当該決定が労働金庫に関するものである場合には大蔵大臣及び労働大臣」を「内閣総理大臣及び都道府県知事」に改める。

第六十五條中「大蔵大臣(労働金庫にあつては、大蔵大臣及び労働大臣。第六十八條、第六十九條第一項及び第六項、第七十條第一項、第七十三條第六項、第七十四條第四項並びに第七十九條第一項及び第三項において同じ)」を「内閣総理大臣」に改める。

第六十六條第一項中「大蔵大臣(二)」を「内閣総理大臣(二)」に、「大蔵大臣及び都道府県知事とし、労働金庫にあつては大蔵大臣及び労働大臣とする。第七十四條第十一項において同じ」を「内閣総理大臣及び都道府県知事とする」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十七條のうち第三章第四節第一款中第六十七條の次に一條を加える改正規定のうち第六十七條の二の見出し中「協議」を「協力要請」に改め、同条中「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「公的資金の導入その他の大蔵大臣の

所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該に、「協議しなければならぬ」を「協力を求めるものとする」に改める。

第三十七條中第六十八條、第六十九條、第七十條及び第七十三條の改正規定を削る。

第三十七條のうち第七十四條の改正規定中「第四項及び第十一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条を削る。

第三十七條中第七十九條の改正規定を削る。

第三十七條中第八十一條の三の改正規定を次のように改める。

第八十一條の三第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「協議し、当該金融機関が労働金庫であるときは労働大臣の同意を得なければならぬ」を「協議しなければならぬ」に改める。

第三十七條中第八十一條の四の改正規定を削る。

第三十七條のうち第八十三條の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「行わせる」を「財務局長又は財務支局長に行わせる」を「金融局長又は金融支局長」に改める。

第三十七條中第八十七條の改正規定から附則第十七條の改正規定までを削る。

第三十七條のうち附則第二十二條の改正規定中「附則第二十二條第一項」を「附則第八條第一項第一号及び第六号、第十六條第一項、第二項及び第四項並びに第二十二條第一項」に改め、第三十七條を第四十三條とし、同条の次に次の一條を加える。

(労働者財産形成促進法の一部改正)
第四十四條 労働者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
第十九條に次の一項を加える。
2 この法律に定める内閣総理大臣の権限は、政令で定めるところにより、金融庁長官に委任する。

第三十六條のうち目次の改正規定中「第三十二條の五」を「第三十二條の三」に改める。

第三十六條のうち本則(第八條第十項、第二十一條の二、第二十四條第一項及び第三十二條を除く)の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第三十六條のうち第八條の改正規定中「総理府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」に改める。

第三十六條のうち第二十四條の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第三十六條のうち第三十二條の改正規定のうち同条の見出し中「協議」を「協力要請」に改め、同条中「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「公的資金の導入その他の大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該に、「協議しなければならぬ」を「協力を求めるものとする」に改める。

第三十六條のうち第三十二條の二を改め、同条を第三十二條の五とする改正規定中「同条第四項」の下に、「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に「を」を加え、「第三十二條の五」を「第三十二條の三」に改める。

第三十六條のうち第三十二條の次に三條を加える改正規定のうち三條を「一條」に改め、第三十二條の二及び第三十二條の三を削り、第三十二條の四第一項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同条第三項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条第四項及び第五項中「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条を第三十二條の二とする。

第三十六條を第四十二條とする。

第三十五條のうち本則(第三十條を除く)の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第三十五條中第六條の改正規定を削る。

第三十五條のうち第三十條の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「行わせる」を「財務局長又は財務支局長に行わせる」を「金融局長又は金融支局長」に改め、第三十五條を第四十一條とし、第三十四條を第四十條とする。

第三十三條中第二條の改正規定を次のように改める。

第二條第一項、第四條の二第一項、第六條第一項及び第二項、第七條第二項並びに第九條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十三條のうち第九條の次に三條を加える改正規定のうち三條を「一條」に改め、第九條の二及び第九條の三を削り、第九條の四(見出しを含む)中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、「(第九條の二の規定による権限のうち保険業法第三十一條の二第一項第二号に掲げる処分に係るものを除く)」を削り、第九條の四を第九條の二とし、同条の次に次の改正規定を加える。

第十條中大蔵省令を「総理府令」に改める。
第三十三條を第三十九條とする。
第三十二條のうち目次の改正規定中「第七十二條」を「第五十八條」に、「第七十二條・第七十二條の二」を「第五十八條の二」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二章第七節中第五十八條の次に次の一條を加える。

(農林水産大臣への協議等)
第五十八條の二 内閣総理大臣は、基金協会に對し次に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

一 第二十六條の規定による設立の認可
二 第二十七條第一項の規定による業務の停止の命令
三 第五十七條第二項の規定による解散の命令

2 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、基金協会又は受託者に対しこの法律の規定による検査その他の監督をしたときは、速

やかに、その旨及びその結果の概要を農林水産大臣に通知するものとする。

第三十二条のうち第七十二条第一項の改正規定中「大蔵大臣」を「農林水産大臣及び大蔵大臣」に、「次のように改める」を削るに改め、ただし書を加える。

第三十二条のうち第七十二条第二項の改正規定中「主務大臣の権限」を「この法律に規定する主務大臣の権限」に改め、「農林水産大臣の権限及び」を削り、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に三項を加える改正規定のうち「同条第五項」を「同条第四項」に、「三項」を「二項」に改め、第二項を削り、第三項中「農林水産省令・総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、同項を第二項とし、第四項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同項を第三項とする。

第三十二条中第四章第七十二条の次に一条を加える改正規定を削り、第三十二条を第三十八条とする。

第三十一条のうち第六十七条の九の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、第三十一條を第三十七条とし、第三十條を第三十六条とする。

第二十九条のうち本則（第二十八条の二第二項、第四項及び第六項、第二十八条の三第五項、第二十九条の二第三項並びに第三十二條を除く。）の改正規定中（第二十八条の二第二項、第四項及び第六項、第二十八条の三第五項、第二十九条の二第三項並びに第三十二條を除く。）を削る。

第二十九条のうち第二十六條の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第二十九条のうち第二十八條の二の改正規定中「改め、運輸大臣の下に並びに内閣総理大臣」を加え、同条第四項及び第六項中「運輸大臣」の下に「並びに内閣総理大臣」を加えるに改める。

第二十九条中第二十八條の三の改正規定を削る。

第二十九条のうち第二十九條の二の改正規定中「第二十九條の二第一項の下に」及び第三項を加え、「改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に削る。

第二十九條のうち第三十一條の改正規定中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

第二十九條中第三十二條の改正規定を削る。

第二十九條のうち第三十九條の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第二十九條のうち第八十四條の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、第二十九條を第三十五條とする。

第二十八條のうち本則（第十六條を除く。）の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第二十八條のうち第十六條の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「行わせる」を「を」を「財務局長又は財務支局長に行わせる」を「金融局長又は金融支局長に」に改め、同条に第一項として一項を加える改正規定のうち第一項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同項第二号中「以下この項」を「次号」に改め、同項第四号を削る。

第二十八條のうち附則第五項の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、同条を第三十四條とする。

第二十七條のうち本則（第五十八條第二項第十三号、第五十八條の二第一項第十一号、第九十條及び第九十八條を除く。）の改正規定中「第九十條」を「第九十五條第一項、第九十七條」に改め、「大蔵大臣」の下に「及び労働大臣」を加え、「総理府令・大蔵省令・労働省令」を「総理府令」に改める。

第二十七條中第五十八條、第五十八條の二及び第九十條の改正規定を次のように改める。

第五十八條第二項第十三号及び第五十八條の二第一項第十一号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣、大蔵大臣」に改める。

第二十七條中第九十四條の改正規定の前に次の

改正規定を加える。

第九十二條第二項及び第三項並びに第九十三條第二項中「大蔵大臣又は労働大臣」を「内閣総理大臣に改める。

第二十七條中第九十四條の改正規定を次のように改める。

第九十四條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「並びに第五十六條第一号」を、「第五十六條第一号に改め、（告示）の下に」並びに第五十七條の二（大蔵大臣への協力要請）を加え、同条第二項中、銀行法の規定中「大蔵大臣」とあるのは「大蔵大臣及び労働大臣」と、同法を「銀行法」に改める。

第二十七條中第九十四條の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第九十五條第一項中「大蔵大臣若しくは労働大臣及び大蔵大臣及び労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十七條中第九十六條の二の次に一条を加える改正規定を削る。

第二十七條中第九十七條の改正規定を次のように改める。

第九十七條を次のように改める。

（労働大臣への協議等）

第九十七條 内閣総理大臣は、労働金庫に対し次に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならない。

一 第六條（事業免許）の規定による免許

二 第九十五條第一項（業務の停止等）の規定又は第九十四條第一項において準用する銀行法（次条において「銀行法」という。）（第二十六條第一項（業務の停止等）の規定による命令

三 第九十五條（事業免許の取消し等）の規定による事業の免許の取消し

2 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、労働金庫に対しこの法律の規定による検査その他の監督をしたときは、速やかに、そ

の旨及びその結果の概要を労働大臣に通知するものとする。

第二十七條のうち第九十八條の改正規定のうち同条第一項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、「及びこの法律の規定による労働大臣の権限を削り、「地方支分部局の長（当該金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長）を金融局長若しくは金融支局長」に改め、第二十七條を第三十三條とする。

第二十六條のうち目次の改正規定中「第三十九條」を「第三十六條」に、「第三十九條の二」を「第三十六條の二」に改める。

第二十六條中目次の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第六章中第三十六條の次に次の一条を加える。

（通商産業大臣への協議等）

第三十六條の二 内閣総理大臣は、協会に対し次に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。

一 第六條第一項の規定による設立の認可

二 第三十六條の規定による業務の停止

三 第三十六條第二項の規定による設立の認可の取消し

2 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、協会に対しこの法律の規定による検査その他の監督をしたときは、速やかに、その旨及びその結果の概要を通商産業大臣に通知するものとする。

第二十六條中第三十八條及び第三十九條の改正規定を次のように改める。

第三十八條及び第三十九條を次のように改める。

（主務大臣等）

第三十八條 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣とする。

2 この法律における主務省令は、総理府令とする。

(権限の委任)

第三十九条 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

一 第六条第一項の規定による設立の認可

二 第三十六条第二項の規定による設立の認可の取消し

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を金融局長若しくは金融支局長又は地方公共団体の長に委任することができる。

第二十六条中第七章第三十九条の次に一条を加える改正規定を削り、第二十六条を第三十二条とする。

第二十五条中目次の改正規定を次のように改める。

目次中「第六十八条」を「第六十八條の二」に改める。

第二十五条中目次の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二章第六節第六十八條の次に次の一条を加える。

(農林水産大臣への協議等)

第六十八條の二 内閣総理大臣は、協会に対し次に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならぬ。

一 第五十条の規定による設立の認可

二 第六十七條第一項の規定による事業の停止の命令

三 第六十七條の規定による解散の命令

2 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、協会又は受託者に対しこの法律の規定による検査その他の監督をしたときは、速やかに、その旨及びその結果の概要を農林水産大臣に通知するものとする。

第二十五条のうち第八十四条第一項の改正規定中「大蔵大臣」を「農林水産大臣及び大蔵大臣」に、「次のように改める」を「削る」に改め、ただし書を削る。

第二十五条のうち第八十四条第二項の改正規定中「主務大臣の権限」を「第二章に規定する主務大臣の権限」に改め、「農林水産大臣の権限及び」を削り、「金融監督庁長官に委任された権限」に改め、「金融庁長官に委任された権限」に改め、「の下に(金融監督庁長官に委任された権限)にあつては、財務局長又は財務支局長を加える」を「金融局長若しくは金融支局長」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に三項を加える改正規定のうち「同条第五項」を「同条第四項」に、「三項」を「二項」に改め、第二項を削り、第三項中「農林水産省令・総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、同項を第二項とし、第四項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同項を第三項とする。

第二十五条中第四章第八十四条の次に一条を加える改正規定を削り、第二十五条を第三十一条とする。

第二十四条のうち第三條の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第二十四条のうち第十五條の次に一条を加える改正規定のうち第十六條(見出しを含む)中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、第二十四条を第三十條とする。

第二十三条のうち本則(第二十二條を除く。)の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第二十三条のうち第二十二條の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「行わせる」を「を」に改め、「財務局長又は財務支局長に行わせる」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条に第一項として一項を加える改正規定のうち第一項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同項第二号中「以下この項を」を「次号」に改め、同項第四号を削り、第二十三條を第二十九條とする。

第二十二條のうち本則(第五十三條第三項第七号及び第十五項、第五十四條第四項第七号、第八十六條並びに第八十八條を除く。)の改正規定中「第八十六條」を削り、「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第二十二條中第八十六條の改正規定及び第八十七條の次に一條を加える改正規定を削る。

第二十二條のうち第八十八條の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「行わせる」を「を」に改め、「財務局長又は財務支局長に行わせる」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条に第一項として一項を加える改正規定のうち第一項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「銀行法」を「次条第一項において準用する銀行法(次号において「銀行法」という。）」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

第二十二條のうち第八十九條の改正規定中「第五十七條の二(大蔵大臣への協議)並びに第五十七條の四(大蔵大臣への資料提出等)」を並びに第五十七條の二(大蔵大臣への協力要請)に改め、第二十二條を第二十七條とし、同条の次に一條の一條を加える。

(国民貯蓄債券法の一部改正)

第二十八條 国民貯蓄債券法(昭和二十七年法律第六十四號)の一部を次のように改正する。

第五條第一項、第六條第二項、第八條及び第十二條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条の次に一條の一條を加える。

(権限の委任)

第十三條 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めものを除く。)を金融庁長官に委任する。

第二十一條のうち本則(第五條第六項第七号、第十二條第二項第十二号、第十七條、第二十條第一項及び第二十四條の五から第二十四條の八までの規定を除く。)の改正規定中「第五條第六項第七号、第十二條第二項第十二号、第十七條、第二十條第一項及び第二十四條の五から第二十四條の八

までの規定を除く。を削り、「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第二十一條中第五條、第十二條、第十七條、第二十條及び第二十四條の五から第二十四條の八までの改正規定を削る。

第二十一條のうち第二十七條の次に二條を加える改正規定のうち二條を「二條」に改め、第二十七條の二を削り、第二十七條の三(見出しを含む)中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同条を第二十七條の二とし、第二十一條を第二十六條とし、第二十條を第二十五條とする。

第十九條中目次の改正規定を削る。

第十九條のうち本則(第五十四條を除く。)の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第十九條のうち第五十四條の改正規定のうち同条第一項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同条第二項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改める。

第十九條中第八章第五十五條の前に一條を加える改正規定を削り、第十九條を第二十四條とする。

第十八條のうち第三條、第四條、第五條の四及び第五條の五の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第十八條のうち第六條の改正規定中「並びに第五十六條第一号」を「第五十六條第一号」に改め、「告示」の下に「並びに第五十七條の四(大蔵大臣への資料提出等)」を加え「改め」に改め、「第十四條の二」の下に「及び第五十七條の四第一項」を加え、「及び」を「命じた」との下に、「同法第五十七條の四第二項中「銀行その他の関係者」とあるのは「都道府県の区域を越える区域を地区とする信用協同組合等(協同組合による金融事業に関する法律第二條第一項(出資の金額)に規定する信用協同組合等をいう。その他の関係者」とを」を削る。

第十八條のうち第六條の二の次に二條を加える。

第二十四條

行財政改革・税制等に関する特別委員会

議事録第九号

平成九年六月十六日

【参議院】

二二

改正規定のうち「二条」を「一条」に改め、第六条の三の見出し中「協議」を「協力要請」に改め、同条中「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「公的資金の導入その他大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該に、協議しなればならない」を「協力を求めるものとする」に改め、同条第二号中「第七条」を「次条」に改め、第六条の四を削る。

第十八条のうち第七條の改正規定中「金融監督庁長官を金融庁長官」に改め、「委任された」の下に「財務局長若しくは財務支局長を金融局長若しくは金融支局長」を加え、同条第一項の次に一項を加える改正規定のうち第二項中「金融監督庁長官を金融庁長官」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第十八条のうち第七條の二及び第七條の五の改正規定中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、第十八条を第二十三条とする。

第十七条中目次の改正規定を削る。

第十七条のうち第九條の七の五の改正規定及び第九條の八の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第十七条のうち第百十一條の改正規定中「第百十一條第一項第二号及び第三号」を「第百十一條第一項」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「財務局長若しくは財務支局長」を「金融局長若しくは金融支局長」に改める。

第十七条のうち第百十一條第一項の次に一項を加える改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第十七条中第五章中第百十一條の次に一項を加える改正規定を削り、第十七条を第二十二條とする。

第十六条のうち目次の改正規定中「第百二十七條の四」を「第百二十七條の三」に改める。

第十六条のうち第十一條の三の改正規定中「第百二十七條の三第五号」を削る。

第十六条のうち第八十七條の二の改正規定の次

に次の改正規定を加える。

第二百二十二條第二項中「次条」の下に、「第百二十七條の三第二項」を加える。

第十六条のうち第百二十七條第七項の改正規定中「金融監督庁長官を金融庁長官」に、「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条第六項の改正規定中「農林水産大臣、内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十六条のうち第百二十七條第七項の次に一項を加える改正規定のうち第八項中「金融監督庁長官を金融庁長官」に改め、同項第一号中「第三号」を「第三号及び」に改め、「及び第百二十七條の三第六号」を削り、同項第二号中「第百二十七條の三第六号」を「第百二十七條の三第一号」に改め、同項第五号を削る。

第十六条のうち第百二十七條第三項の次に一項を加える改正規定中「農林水産大臣、内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十六条のうち第八章中第百二十七條の次に三條を加える改正規定のうち三條を「二條」に改め、第百二十七條の二の見出し中「協議」を「協力要請」に改め、同条中「農林水産大臣及び」を削り、「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「公的資金の導入その他大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該に、協議しなればならない」を「協力を求めるものとする」に改め、第百二十七條の三を次のように改め、第百二十七條の四を削る。

（農林水産大臣への協議等）

第百二十七條の三 内閣総理大臣は、組合に対して次に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなればならない。

一 第六十四條の規定による設立の認可
二 第百二十三條の二第二項又は第百二十四條第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令
三 第百二十四條の二の規定による解散の命

令

2 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、組合又は連合会の子会社に対しこの法律の規定による検査その他の監督をしたときは、速やかに、その旨及びその結果の概要を農林水産大臣に通知するものとする。

第十六条を第二十一條とする。

第十五条のうち本則（第三條第五項を除く。）の改正規定中（第三條第五項を除く。）を削り、「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第十五条中第三條の改正規定及び第十二條の改正規定を削る。

第十五条のうち第二十五條の次に二條を加える改正規定のうち二條を「一條」に改め、第二十五條の二を削り、第二十五條の三（見出しを含む。）中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同条を第二十五條の二とし、第十五條を第二十條とする。

第十四条中目次の改正規定の次に次の改正規定を加える。

本則第四十九條、第五十六條、第六十六條、第七十九條の十五、第八十五條の二第一項及び第二項、第百五十四條の二、第百五十六條、第百八十条から第百八十五條まで並びに第百九十四條の三を除く。中「大蔵省令」を「総理府令」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十四条中第二條の改正規定及び第三章（第四十九條、第五十六條及び第六十六條を除く。）の改正規定を削る。

第十四条のうち第六十二條の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第十四条のうち第六十五條の二の改正規定中「第百七十七條の二第一項の下に、第百九十四條の五第二項を加え、」を削る。

第十四条中第四章（第七十四條第三項、第七十六條、第七十七條、第七十九條、第七十九條の四及び第七十九條の十五を除く。）の改正規定を削る。

第十四条中第六十九條の改正規定から第七十

九條の十四の改正規定まで、第五章（第八十五條の二、第百九條から第百十三條まで、第百十七條、第百十九條、第百二十三條、第百三十二條、第百五十四條の二及び第百五十六條を除く。）の改正規定及び第八十二條の改正規定を削る。

第十四条のうち第八十五條の二第一項の改正規定中「大蔵大臣及び」を削る。

第十四条のうち第八十五條の二第一項の次に二項を加える改正規定のうち二項を「一項」に改め、第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、第三項を削る。

第十四条のうち第八十五條の二に一項を加える改正規定から第百五十四條の改正規定までを削る。

第十四条のうち第百五十六條の改正規定中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「内閣総理大臣」に、「二項」を「一項」に改め、第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、第三項を削る。

第十四条中第五章の二の改正規定を削る。

第十四条のうち第百五十六條の三の改正規定中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に、「を削る」。

第十四条中第百五十六條の五の改正規定から第百五十六條の八の改正規定までを削る。

第十四条のうち第百五十六條の十三の改正規定中「改め、同条に次の一項を加える」を「改める」に改め、第二項を削る。

第十四条のうち第百六十一條の次に一項を加える改正規定のうち第百六十一條の二第一項中「大蔵省令」を「総理府令」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第十四条中第七章の改正規定及び第百八十六條の改正規定から第百九十二條の改正規定までを削る。

第十四条のうち第百九十四條の三の改正規定中「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「公的資金の導入その他大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該」に、

「協議しなければならぬ」を「協力を求めるものとする」に改める。

支局長」を「金融局長又は金融支局長」に、「財務局長等職員」を「金融局長等職員」に改め、同項を同

2 金融庁長官は、政令で定めるところによ

改め、同条を第十六条とする。

第十一条のうち第一条の改正規定中「総理府令

第八条のうち第二十五条に一項を加える改正規定中「左に掲グルモノ」を「第三十二条ノ規定ニ依ル解散ノ命令」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、第三項各号を削る。

第八条のうち第六章第三十二条の次に三条を加える改正規定のうち「三条」を「二条」に改め、第三十二条ノ二中「トキハ予メ」を「場合ニ於テ」に、「必要ナル」を「公的資金ノ導入其ノ他ノ大蔵大臣ノ所掌ニ属スル措置ヲ必要ト認ムルトキハ当該」に、「協議スペシ」を「協力ヲ求ムルトキハ」に改め、第三十二条ノ三を次のように改め、第三十二条ノ四を削る。

第三十二条ノ三 主務大臣第三十一条第一項又ハ第三十二条ノ規定ニ依ル業務ノ全部又ハ一部ノ停止ノ命令ヲ為サントスルトキハ予メ農林水産大臣ニ協議スペシ

前項ニ定ムル場合ノ外主務大臣農林中央金庫又ハ其ノ子会社ニ対シ本法ノ規定ニ依ル検査其ノ他ノ監督ヲ為シタルトキハ速ニ其ノ旨及其ノ結果ノ概要ヲ農林水産大臣ニ通知スルモノトス

第八条中第三十五条の改正規定を削り、第八条を第十一条とする。

第七条のうち第五号、第七号及び第九号の改正規定中「総理府令、大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第七条のうち第十九条の次に二条を加える改正規定のうち「二条」を「一条」に改め、第十九条ノ二第二項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、第十九条ノ三を削る。

第七条のうち第二十二号の改正規定中「総理府令、大蔵省令」を「総理府令」に改め、第七号を第十号とする。

第六条のうち第四条の改正規定中「総理府令、大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第六号のうち第百十九条ノ二の次に二条を加える改正規定のうち「二条」を「一条」に改め、第百十九条ノ三第二項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、第百十九条ノ四を削り、第六条

を第九条とし、第五条を第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

(労働省設置法の一部改正)

第八条 労働省設置法(昭和二十二年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第十六号を次のように改める。

十六 削除

第四条第十七号中「前三号」を「第十四号及び第十五号」に改める。

第五条第十三号を次のように改める。

十三 削除

第四条の次に次の二条を加える。

(農林水産省設置法の一部改正)

第五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「金融制度の企画及び」を削り、同条第六号中「農林中央金庫、農業信用基金協会その他の金融業務(これに関連する業務を含む。以下この号において同じ)を行う団体及びこれらの団体の行う金融業務」を「及びその行う金融業務(これに関連する業務を含む)」に改め、同条第六号の二を削り、同条第十三号中「農水産業協同組合貯金保険機構」を削り、同条第二百十九号中「漁業信用基金協会」を削る。

第五条第十号中「農林中央金庫」を削る。

第二十九号及び第三十八号中「第六号の二」を削る。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第六条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三号第一項第四号の四を削り、同項第四号の三の三を同項第四号の四とし、同項第八号中「中小企業に対する金融制度その他」を削り、同条第三項中「金融又は」を削る。

附則第一条中「金融監督庁設置法」を「金融庁設置法」に改める。

附則第二条第一項中「無尽業法」の下に「、社債等登録法」を、「証券取引法」の下に「、公認会計士

法を、「信用金庫法」の下に「、国民貯蓄債券法」を、「農業信用保証保険法」の下に「、地震保険に関する法律」を、「預金保険法」の下に「、勤労者財産形成促進法」を「農水産業協同組合貯金保険法」の下に「、通信・放送機構法」を、「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」の下に「、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法、農林漁業信用基金法」を加える。

附則第四条第一項及び第二項中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案に対する修正案

第一条のうち第二十二号の改正規定中「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第二条のうち第九号の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改め、「を」を加え、「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第三条のうち第二十八号の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改め、「を」を加え、「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第四条のうち第二十二号の改正規定中「」に改め「」の下に「同条第一項中」及び「損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改め、「を」を加え、「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第五条のうち第二十七号の改正規定中「改め」の下に「同条第一項中」及び「損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改め、「を」を加える。

第六条のうち第三十七号の改正規定中「」に改め「」の下に「同条第一項中」及び「損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改め「を」を加える。

第七条のうち第二十八号の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改め「を」を加える。

第八条のうち第二十九号の改正規定中「改め」の下に「同条第一項中」及び「損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改め「を」を加える。

第九条のうち第二十八号の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改め「を」を加える。

第十条のうち第二十四号の改正規定、第十一号のうち第九十四号の改正規定及び第十二号のうち第二十四号の改正規定中「」に改め「」の下に「同条第一項中」及び「損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改め「を」を加え、「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第十三条のうち第三十七号の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改め「を」を加え、「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第十四条のうち第十号の四の改正規定中「第十号の四第三項中」の下に「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改め「を」を加え、「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第十五条のうち第二十七号の改正規定及び第十六条のうち第二十八号の改正規定中「改め」の下に「同条第一項中」及び「損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改め「を」を加え、「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

連結貸借対照表及び連結損益計算書(次項において「財務諸表」という。)に改め、「及び損益計算書」を、「損益計算書、連結貸借対照表及び

第四十一条の第三十二条の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を、「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に、「を」を加える。

損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改めを加え、「及び損益計算書」を、「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に

同条第一項中「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改めを加える。

第五十八条のうち第二十二條の七の次に一條を

加える改正規定のうち第二十二條の七の二第一項中及び損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改める。

第五十九條のうち第二十七條の改正規定中「」に改める。同条第一項中「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第六十條のうち第二十三條の改正規定中「」に改める。同条第一項中「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。同条第二項中「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第六十一條のうち第四十條の改正規定中「（以下この条において「財務諸表」という。）を削り」を「及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を」に改める。同条第二項中「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第六十二條のうち第二十九條の改正規定中「」に改める。同条第一項中「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。同条第二項中「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第六十三條のうち第二十四條の改正規定及び第六十四條のうち第五十條の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第六十五條のうち第七十四條の改正規定中「第七十四條第三項中」を「第七十四條第一項中」及び「損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。同条第三項中「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第六十七條のうち第三十五條の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。同条第二項中「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第六十八條のうち第三十四條の改正規定中「」に改める。同条第一項中「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。同条第二項中「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第六十九條のうち第二十四條の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。同条第二項中「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第七十條のうち第三十六條の改正規定中「」に改める。同条第一項中「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。同条第二項中「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第七十一條のうち第三十條の改正規定中「改め」の下に「同条第一項中」及び「損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。同条第二項中「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第七十二條のうち第五十二條の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。同条第二項中「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第六十六條のうち第二十四條の改正規定中「改め」の下に「同条第一項中」及び「損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。同条第二項中「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

及び連結損益計算書に係る部分を除く。に、「同項」を「同法第三十四條第三項」に改め、同条第四項中「第三十條第三項及び第四項の規定」を「第三十條の規定（連結貸借対照表及び連結損益計算書に係る部分を除く。）」に改め、同条を附則第三條とし、附則第一條の次に次の一條を加える。

（適用区分）
第二條 この法律の規定（第二十五條、第三十三條、第五十一條及び第六十五條を除く。）による改正後の法律の規定中連結貸借対照表及び連結損益計算書に係る部分は、この法律の施行の日以後に始まる事業年度から適用する。

六月十六日本委員会に左の案件が付託された。
一、消費税五％の撤回に関する請願（第二六九四号）（第二七四二号）（第二七五四号）
一、食料品非課税の実施と消費税廃止に関する請願（第二八二二号）
一、消費税五％の撤回に関する請願（第二八六三号）

第二六九四号 平成九年六月十日受理
消費税五％の撤回に関する請願
請願者 東京都板橋区赤塚七ノ一八ノ一四
紹介議員 緒方 靖夫君
川上美千代 外百九名
この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。

第二七四二号 平成九年六月十日受理
消費税五％の撤回に関する請願
請願者 東京都新宿区弁天町五九甲斐ア
パート一〇二 嘉藤千香子 外四
万六千八百八十名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。

第二七五四号 平成九年六月十日受理
消費税五％の撤回に関する請願
請願者 秋田県横手市本町五ノ四四 熊谷 潤三 外一万六千六百二十二名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。

第二八二二号 平成九年六月十一日受理
食料品非課税の実施と消費税廃止に関する請願
請願者 大阪府交野市天野が原町四ノ一
ノ一六 八田朋子 外百六十七名
紹介議員 吉川 春子君
国民の大きな怒りの中、四月一日から消費税率五％が実施された。大蔵大臣を始め関係者は五％実施の前から、近い将来の再増税、二けた税率さへ発言しており、消費税がある限り新たな増税がたくらまれる。増税の根を断つためにも、消費税はなくてはならない。また、公共料金の値上げを始めとして諸物価の値上がり相次ぎ、「せめて食料品には税金を掛けないでほしい」との声は切実である。軍事費や公共投資など莫大（ばくだい）な無駄遣いを続け、国民に大増税を押し付けることは絶対に許せない。ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、消費税の食料品非課税を直ちに実施すること。
二、消費税を廃止すること。

第二八六三号 平成九年六月十一日受理
消費税五％の撤回に関する請願
請願者 山梨県大月市大月二ノ一六ノ五
飯岳社 外八千三百三十名
紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。